

第9号議案 令和2年度長崎市一般会計予算

目次	ページ
・令和2年度建築部予算一覧	1
[8款 土木費 1項 土木管理費]	
2目 建築指導費	
・老朽危険空き家対策推進費	2~9
・アスベスト対策費補助金	10~11
・ブロック塀等除却費補助金	12~14
・宅地のがけ災害対策費補助金	15~18
・安全・安心住まいづくり支援費	19~23
・民間建築物耐震化推進費補助金	24~25
[8款 土木費 6項 住宅費]	
1目 住宅管理費	
・住みよかプロジェクト推進費	26~27
・指定管理費	28~31
・管理事務費	32~33
・建物保険料	34
・ながさき住みよ家リフォーム補助金	35~36
・住宅性能向上リフォーム補助金	37~38
・定住促進空き家活用補助金	39~40

(次ページへ)

- ・【補助】既設公営住宅改善事業費 矢上団地ほか 41～64
- ・【単独】既設公営住宅改善事業費 川平団地ほか 41～64
- ・【債務負担行為】高島光町団地エレベーター整備事業 65
- ・【債務負担行為】既設公営住宅改善事業 66

2目 住宅建設費

- ・P F I 導入可能性調査費 67～71
- ・【補助】公営住宅建設事業費 塩町団地 72～74
- ・【補助】公営住宅建設事業費 (仮称) 野母崎団地 75～77

令和2年度建築部予算一覧

単位：千円

款	項	目	R2年度①	R1年度②	増減①-②	行番号
8	土木費		1,932,930	1,690,693	242,237	1
	1 土木管理費		121,998	253,209	△ 131,211	2
		1 土木総務費	6,093	5,044	1,049	3
		2 建築指導費	115,905	248,165	△ 132,260	4
	5 都市計画費		209	10,418	△ 10,209	5
		2 都市開発費	209	10,418	△ 10,209	6
	6 住宅費		1,810,723	1,427,066	383,657	7
		1 住宅管理費	1,686,223	1,303,866	382,357	8
		2 住宅建設費	124,500	123,200	1,300	9

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
238～ 239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-4	老朽危険空き家 対策推進費	千円 26,648

1 概 要

国の空き家対策総合支援事業補助金を活用し、市民の安全・安心を確保し、良好な住環境を作るため、老朽危険空き家除却費補助金や老朽危険空き家対策事業等により、老朽化し危険な空き家の除却等を推進するもの。なお、本事業は、令和元年度まで老朽危険空き家除却費補助金、老朽危険空き家対策事業及び建築指導行政費（緊急安全代行措置、行政代執行）の3事業で予算計上していた空き家に関する予算を一本化したもの。

2 特定空家等（※1）の状況

R2年1月末現在

	～H28	H29	H30	R1	計
把握件数 ①	910件	81件	140件	129件	1260件
解決件数 ②	561件	56件	47件	47件	711件
残存件数 ③=①-②	349件	25件	93件	82件	549件
③のうち老朽危険空き家（※2）	74件	7件	18件	15件	114件

※1 特定空家等とは、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家のうち、構造の腐朽又は破損の程度が15点以上の建築物。

※2 老朽危険空き家とは、特定空家等のうち、構造の腐朽又は破損の程度が100点以上の建築物。

3 事業内容

（1）老朽危険空き家除却費補助金【補助】

ア 内 容：老朽危険空き家の除却に要する経費の一部を助成する。

イ 対 象：市内に存する老朽危険空き家

ウ 対象区域：市内全域

エ 助 成 額：補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限：500千円）

補助対象経費（4/5）		補助対象外 経費（1/5）
補助金（2/5） （上限：50万円）		所有者負担（3/5）
国 1/2（上限有）	市 1/2	

オ 実 績： ※R2年1月末現在の交付決定件数

年度	H23～H29	H30	R1	合計
件数	127件	21件	（※）18件	166件

カ 予 定：令和2年度 20件

(2) 老朽危険空き家対策事業【補助】

ア 内 容：市へ土地・建物ともに寄附してもらい、市が、老朽危険空き家を除却し、跡地の整備を行う。

イ 対 象：市内に存する老朽危険空き家で、土地・建物ともに本市へ寄附できる等の条件を満たすもの

ウ 対象区域：既成市街地（330 町丁目、約 3,900ha）⇒ 市内全域へ拡大
（老朽危険空き家が全市的に増加しているため）

エ 負担率：国 1/2（上限有）、市 1/2

オ 実績： ※R2 年 1 月末現在の実施中の件数

年度	H18～H29	H30	R1	合計
件数	49 件	2 件	(※) 1 件	52 件

カ 予 定：令和 2 年度 2 件

(3) 緊急安全代行措置【単独】

ア 内 容：市が、「長崎市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空き家に必要最低限の応急措置を実施する。

イ 対 象：市が、緊急に危険を回避する必要がある状態で、放置することが公益に反すると認めた空き家

ウ 対象区域：市内全域

エ 実績： ※R2 年 1 月末現在の措置済の件数

年度	H25～H29	H30	R1	合計
件数	3 件	2 件	(※) 2 件	7 件

オ 予 定：令和 2 年度 5 件

(4) 行政代執行【補助】

ア 内 容：市が、老朽危険空き家の所有者に代わり又は所有者が判明しない場合に除却等を実施する。

イ 対 象：市道等の公共空間に面し、そのまま放置すれば倒壊等により不特定多数の人の安全を脅かす恐れがあり、市が危険を回避する必要がある老朽危険空き家

ウ 対象区域：市内全域

エ 負担率：略式代執行（所有者不明）の場合 国 1/2（上限有）、市 1/2

オ 実績： ※R2 年 1 月末現在

年度	H27～H29	H30	R1	合計
行政代執行	0 件	1 件	(※) 0 件	1 件
略式代執行	0 件	0 件	(※) 0 件	0 件

カ 予 定：令和2年度 1件（略式代執行）

（ア）所在地：秋月町189

所有者不明の老朽危険空き家が、昨年9月の台風により一部損壊し、市道（通学路）へ倒壊する可能性が高まったため、行政代執行（略式代執行）を実施する。
 なお、現在は、緊急安全代行措置（網掛け）等を行っている。



（イ）土地、建物の規模（登記による）

土地	地番	秋月町189番	建物	所在	未登記（木造2階建）
	地目	宅地		構造	
	地籍	915.86㎡		床面積	

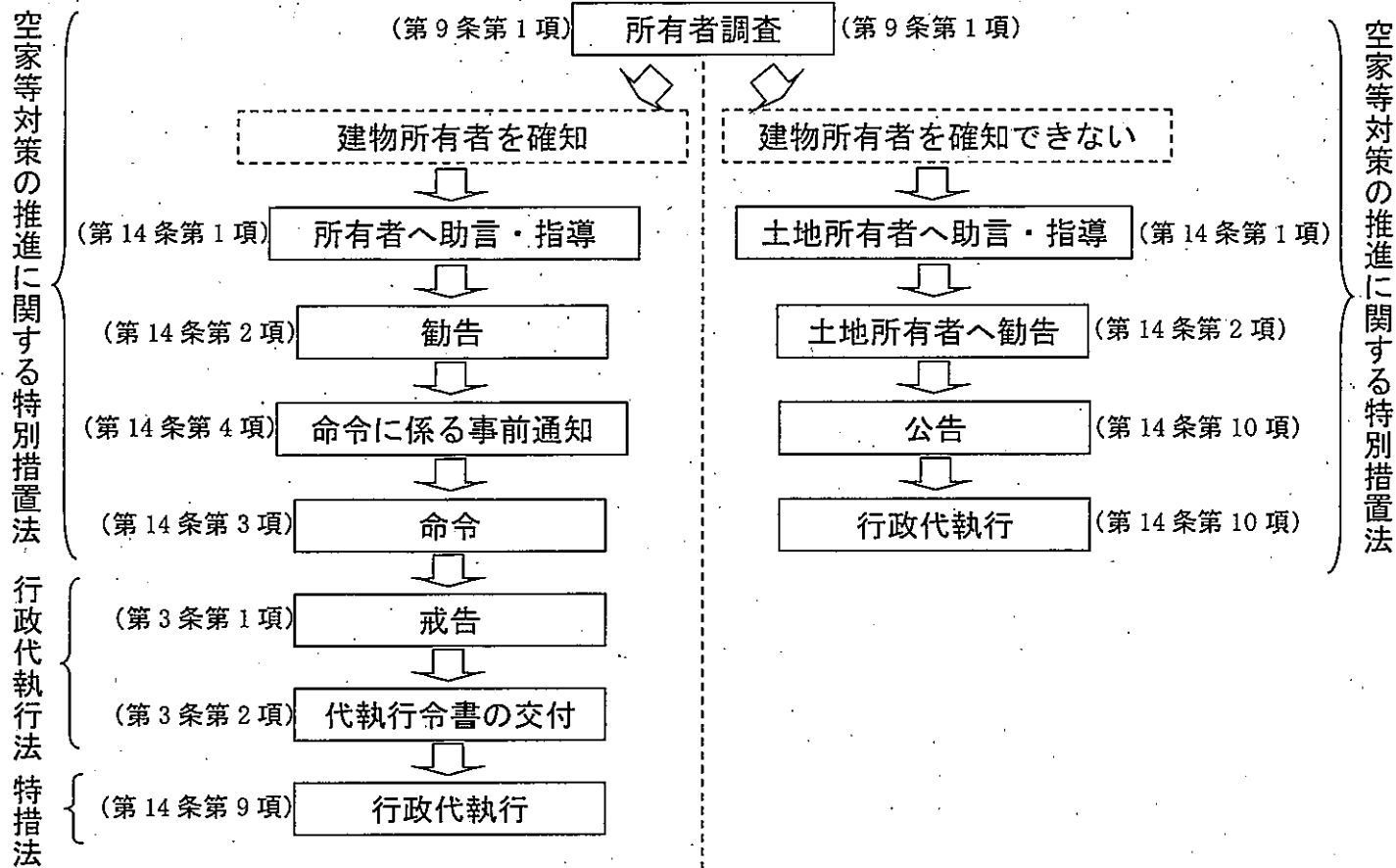
（ウ）空き家の状況



(工) 行政代執行までの流れ

【通常の行政代執行】

【略式代執行】



4 事業費内訳

項目	事業費	内容
(1) 老朽危険空き家除却費補助金	10,000 千円	[補助金] @500 千円×20 件
(2) 老朽危険空き家対策事業	13,648 千円	[委託料、工事請負費等] @6,824 千円×2 件
(3) 緊急安全代行措置	1,000 千円	[委託料] @200 千円×5 件
(4) 行政代執行	2,000 千円	[委託料、工事請負費等] @2,000 千円×1 件
計	26,648 千円	

5 財源内訳

(1) 事業費全体

総事業費 ①	予算計上額 ②	財 源 内 訳				所有者負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	その他※	一般財源	
千円 41,648	千円 26,648	千円 9,800	千円 -	千円 2,636	千円 14,212	千円 15,000

※「その他」は、緊急安全代行措置費負担金等

(2) 事業別内訳

(単位：千円)

項目	総事業費①	予算計上額②	財 源 内 訳				所有者負担額 ①-②
			国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	
(1) 老朽危険空き家 除却費補助金	25,000	10,000	5,000	-	-	5,000	15,000
(2) 老朽危険空き家 対策事業	13,648	13,648	4,436	-	(※1) 1,000	8,212	-
(3) 緊急安全代 行措置	1,000	1,000	-	-	(※2) 1,000	-	-
(4) 行政代執行	2,000	2,000	364	-	(※3) 636	1,000	-
計	41,648	26,648	9,800	-	2,636	14,212	15,000

※1 及び ※3 「その他」は、確認申請手数料

※2 「その他」は、緊急安全代行措置費負担金

【参考】長崎市老朽危険空き家除却費補助金及び長崎市老朽危険空き家対策

事業における空き家の老朽度判定基準

●住宅地区改良法施行規則別表第1の二

(い)	(ろ)	(は)		(に)	
評定区分	評定項目	評定内容		評点	
二 構造の 腐朽又 は破損 の程度	(1) 床	イ	根太落ちがあるもの	10	
		ロ	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(2) 基礎、土台、柱又ははり	イ	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		ロ	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ハ	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(3) 外壁又は界壁	イ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		ロ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(4) 屋根	イ	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		ロ	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
		ハ	屋根が著しく変形したもの	50	
	合計評点(注2)				

注1:(ろ)欄の各評定項目において、該当する評定内容が二つ以上ある場合は、最も高い評点を採用する。

注2:空き家の老朽度判定基準は、評定項目(1)～(4)の評点の合計が100点以上であること。

注3:長崎市老朽危険空き家対策事業については、注2の他に、土地・建物の寄贈ができる、土地・建物ともに抵当権等がない等の条件があります(対策事業実施要綱別表第1参照)。

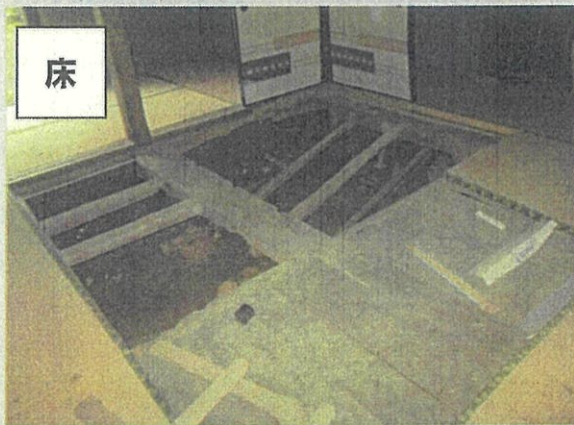
注4:老朽危険空き家除却費補助金、老朽危険空き家対策事業の対象の可否については、現地調査のうえ、市が判断します。

あなたの空き家は大丈夫？

全国的に空き家の問題が広がっており、長崎市も例外ではありません。空き家を放置すると防災、防犯、衛生等の面で周囲の迷惑となります。空き家の維持管理、処分は、所有者の責任で行うことが原則です。あなたが所有している空き家の状態を把握し、維持管理や処分について、考えましょう！



1 空き家の状態自己チェック



床

- 床が傾いている。
- 床が落ちている。

チェック



柱・はり

- 柱が傾いている。
- 柱、はりが腐っている、破損している。

チェック



外壁

- 外壁が剥がれ、下地が見えている。
- 外壁に穴が空き、建物内部が見える。

チェック



屋根

- 瓦がずれ、落ちそう又は落ちている。
- 屋根に穴が空いている。

チェック

裏面へ

2 チェックの結果

結 果	ア ド バ イ ス
該当項目が無かったかた	引き続き、適切な維持管理に努め、将来的な対応策（リフォーム、売却、解体等）を家族で考えましょう。
1つの項目に該当したかた	特定空家等として、市の指導対象となる可能性があります。修繕、解体、売却などを検討し、指導の対象にならないようにしましょう。
複数の項目に該当したかた	特定空家等として、市の指導対象となります。早急に修繕、解体などを検討しましょう。 また、老朽危険空き家除却費補助金、老朽危険空き家対策事業（3を参照）の対象となる可能性がありますので、建築指導課へご連絡ください。

※特定空家等とは、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家のこと。

3 老朽危険空き家除却費補助金、老朽危険空き家対策事業とは

事業名	概要
老朽危険空き家除却費補助金	老朽化し、危険な空き家の所有者等が解体を行う際に、その費用の一部（最大50万円）を補助する制度です。
老朽危険空き家対策事業	老朽化し、危険な空き家のうち、土地・建物ともに市へ寄附できる等の条件を満たす空き家を、市が除却し、跡地を公共的空間として整備する制度です。

※対象となるかどうかは、現地調査のうえ、市が判断します。

長崎市では、空き家の所有者等へ、適切な維持管理をしていただくよう助言・指導しています。
近隣の空き家が放置され、困っているかたがいらっしゃいましたら、長崎市役所建築指導課へご連絡ください。



長崎市建築部建築指導課建築安全係
TEL：095-829-1174

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
238 ～239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-5	アスベスト対策費 補助金	千円 21,250

1 概 要

国の社会資本整備総合交付金等を活用し、既存建築物において鉄骨造の柱や梁、機械室等に使用されている吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るための安全対策を促進するために、ホテル、病院など多数の者が使用する民間建築物の吹付けアスベストの分析調査、除去等工事の費用の一部を助成するもの。なお、当該事業が財源として活用している国の補助制度（内外装の仕上用でアスベストを含有する塗材は補助対象外）は、令和2年度までの予定とされている。

2 事業内容

(1) 分析調査費に係る助成【補助】

- ア 対 象：多数の者が使用する民間建築物で、アスベストを含有する可能性がある吹付け材を使用しているもの
- イ 助成額：分析調査費の全額 国 10/10（上限：250千円）
- ウ 実 績：平成30年度 1件
令和元年度 4件（令和2年1月末現在）
- エ 予 定：令和2年度 5件

(2) 除去等工事費及び建築物の除却工事に伴うアスベスト除去に係る助成【補助】

- ア 対 象：多数の者が使用する民間建築物で、アスベスト分析調査の結果、アスベストを含有する吹付け材を使用していることが判明したもの
- イ 助成額：工事費の2/3（上限：10,000千円）

補助金			所有者負担
国	県	市	
5/15	2/15	3/15	5/15

- ウ 実 績：平成30年度 2件
令和元年度 2件

※ 令和2年3月末見込 1件、令和2年度へ繰越（予定）1件

- エ 予 定：令和2年度 2件

(3) 補助制度の継続及び事業周知に係る取り組み状況

ア 国への要望

国の補助制度の継続については、全国市長会・長崎県市長会を通じて国への提言を行っている。

イ 対象建築物の所有者等への補助活用の周知

- (ア) 長崎市のホームページへのパンフレットの掲載
- (イ) 平成28年から継続しての文書での通知及び口頭による働きかけ
- (ウ) 県と連携した公益法人宅地建物取引業協会を通じたチラシ配布等の働きかけ
- (エ) 建築基準法に基づく定期報告に併せた事業周知やパンフレットの配布

3 事業費内訳

項目	事業費	内容
(1) 分析調査費補助金	1,250千円	@250千円×5件
(2) 除去等工事費補助金	20,000千円	@15,000千円×2/3×2件
計	21,250千円	

4 財源内訳

事業全体

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	一般財源	
千円 31,250	千円 21,250	千円 11,250	千円 4,000	千円 6,000	千円 10,000

事業別内訳

(単位：千円)

	総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者負担額 ①-②
			国庫支出金	県支出金	一般財源	
(1) 分析調査費補助金	1,250	1,250	1,250	0	0	0
(2) 除去等工事費補助金	30,000	20,000	10,000	4,000	6,000	10,000
計	31,250	21,250	11,250	4,000	6,000	10,000

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
238 ~239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-6	ブロック塀等除却費 補助金	千円 4,320

1 概要

国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全・安心な住環境づくりを推進するため、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) ブロック塀等の除却工事費に係る助成【補助】

ア 対象： 市内の小学校の通学路に面する塀で、道路面からの高さが 1.0m 以上で、ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、倒壊の危険性のあるブロック塀、組積造の塀

イ 助成額： 除却工事費の 1/2、上限 120 千円（敷地 1 面あたり、2 面まで）

補助金 1/2		所有者負担 1/2
国 1/4(上限:60千円)	市 1/4(上限:60千円)	

ウ 予定： 令和 2 年度 12 件

(2) はね出しスラブの除却工事費に係る上乗せ助成【単独】

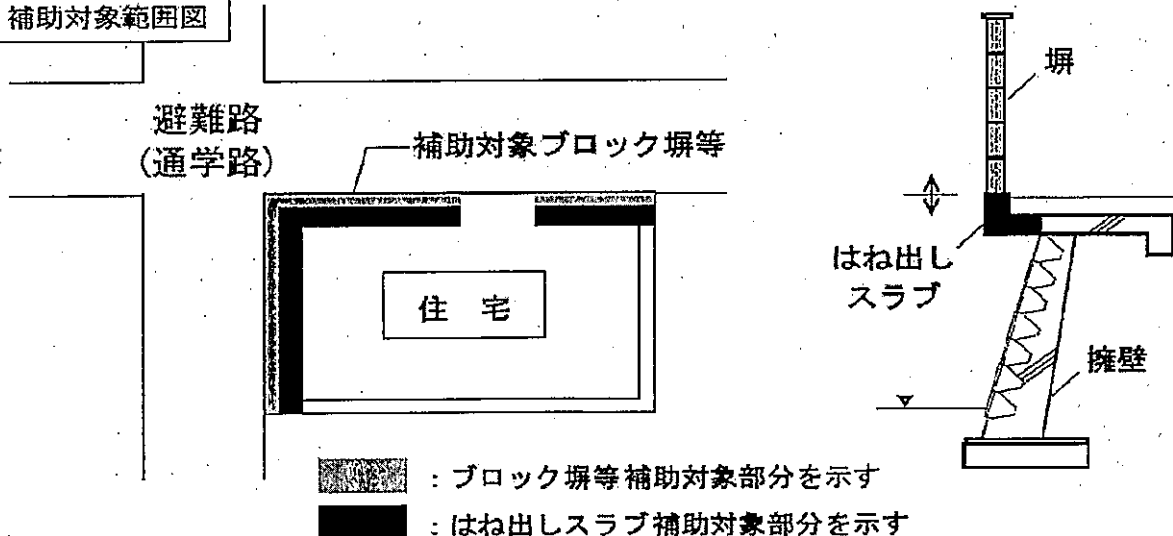
ア 対象： ブロック塀等の除却に併せ行う、老朽化したはね出しスラブの除却工事

イ 助成額： 除却工事費の 1/2、上限 80 千円（敷地 1 面あたり、2 面まで）

補助金 1/2		所有者負担 1/2
市 1/2(上限:80千円)		

ウ 予定： 令和 2 年度 16 件

補助対象範囲図



(3) (1)の申請者が非課税者の場合の助成【補助】(令和2年度のみ)
 県補助を活用し、市民税の非課税者を対象に補助を行うもの

ア 対象: (1)の申請者が市民税の非課税者*

※ 個人市民税の非課税者(県費要件)… 例:生活保護者、未成年者・障がい者・
 専業主婦等(前年度中の合計所得金額が125万円以下)

イ 助成額: 除却工事費(廃棄物の運搬処分費を除く)の10/10、上限200千円(敷地1件
 あたり)

補助金 10/10				所有者負担 廃棄物の運搬 処分費
県 1/2		市 1/2		
県 1/3 (上限:67千円)	国 1/6 (上限:33千円)	国 1/6 (上限:33千円)	市 1/3 (上限:67千円)	

ウ 予定: 令和2年度 8件

3 事業費内訳

項目	事業費	内容
(1) ブロック塀等の除去等工事費に係る助成	1,440千円	@120千円×12件
(2) はね出しスラブの除去工事費に係る上乗せ助成	1,280千円	@80千円×16件
(3) (1)の申請者が非課税者である場合の助成	1,600千円	@200千円×8件
計	4,320千円	

4 財源内訳

事業全体

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	一般財源	
千円 7,040	千円 4,320	千円 984	千円 800	千円 2,536	千円 2,720

事業別内訳

(単位：千円)

項目	総事業費 ①	予算 計上額 ②	財源内訳			事業者 負担額 ①-②
			国庫 支出金	県支 出金	一般 財源	
(1) ブロック塀等の除却工事 費に係る助成	2,880	1,440	720	0	720	1,440
(2) はね出しスラブの除却工事 費に係る助成(上乘せ)	2,560	1,280	0	0	1,280	1,280
(3) 申請者が非課税者である 場合の助成	1,600	1,600	264	800	536	0
計	7,040	4,320	984	800	2,536	2,720

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
238 ～239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-7	宅地のがけ 災害対策費 補助金	千円 18,000

1 概 要

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、その対策工事に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) 災害対策工事費に係る助成【単独】

ア 対 象 : 個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊した部分及びその両側又は崩壊のおそれがある部分及びその両側において、第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあるもの。 ⇒ 下線部を追加

イ 対象区域：市内全域

ウ 助成額：災害対策工事費の1/3（上限：2,000千円）

エ 実績：平成30年度 10件

令和元年度 8件（令和2年1月末現在）

オ 予定：令和2年度 20件

3 事業費内訳

項 目	事業費	内 容
宅地のがけ災害対策費補助金	18,000千円	復旧工事 @1,000千円×10件 防災工事 @ 800千円×10件

4 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財 源 内 訳			申請者 負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	一般財源	
千円 54,000	千円 18,000	千円 -	千円 -	千円 18,000	千円 36,000

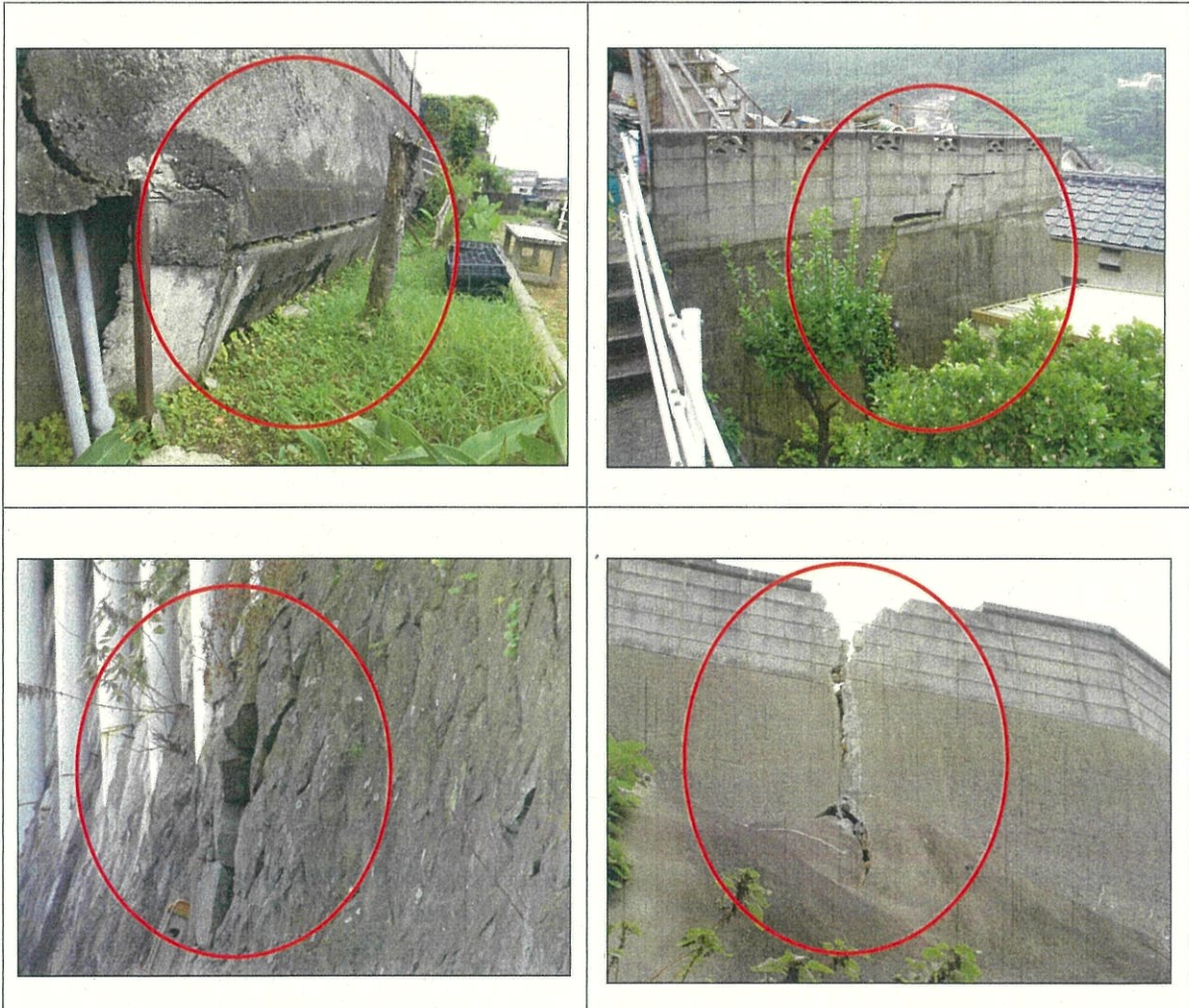
5 補助対象がけの追加

- ・斜面地においては、住宅地の石垣などが年々老朽化するとともに、近年の局地的な豪雨など、全国的に災害が頻発化・激甚化していることから、これまでの崩壊したがけの部分及びその両側への補助だけでなく、崩壊のおそれがあるがけ*の部分及びその両側を追加（令和2年度より施行予定）

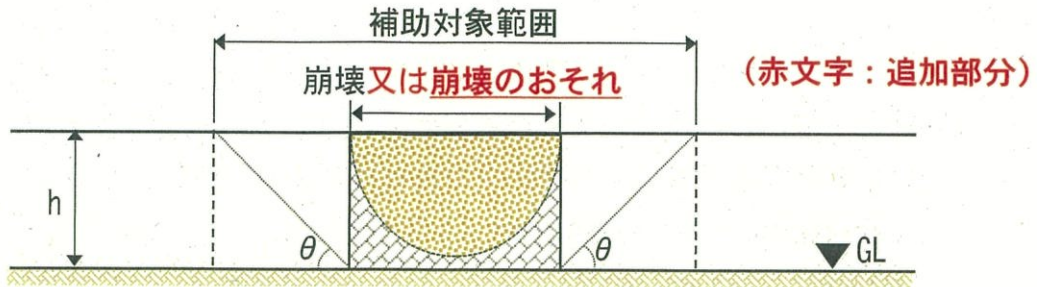
※崩壊のおそれがあるがけ

（長崎市から、宅地造成等規制法に基づく勧告又は改善命令等を受けているもの
なお、勧告等の発令は、長崎市が「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」
（国土交通省）に基づき、個別に判定して行う）

■崩壊のおそれがあるがけ（ふくらみ、ひび割れなどの崩壊の前兆）の一例



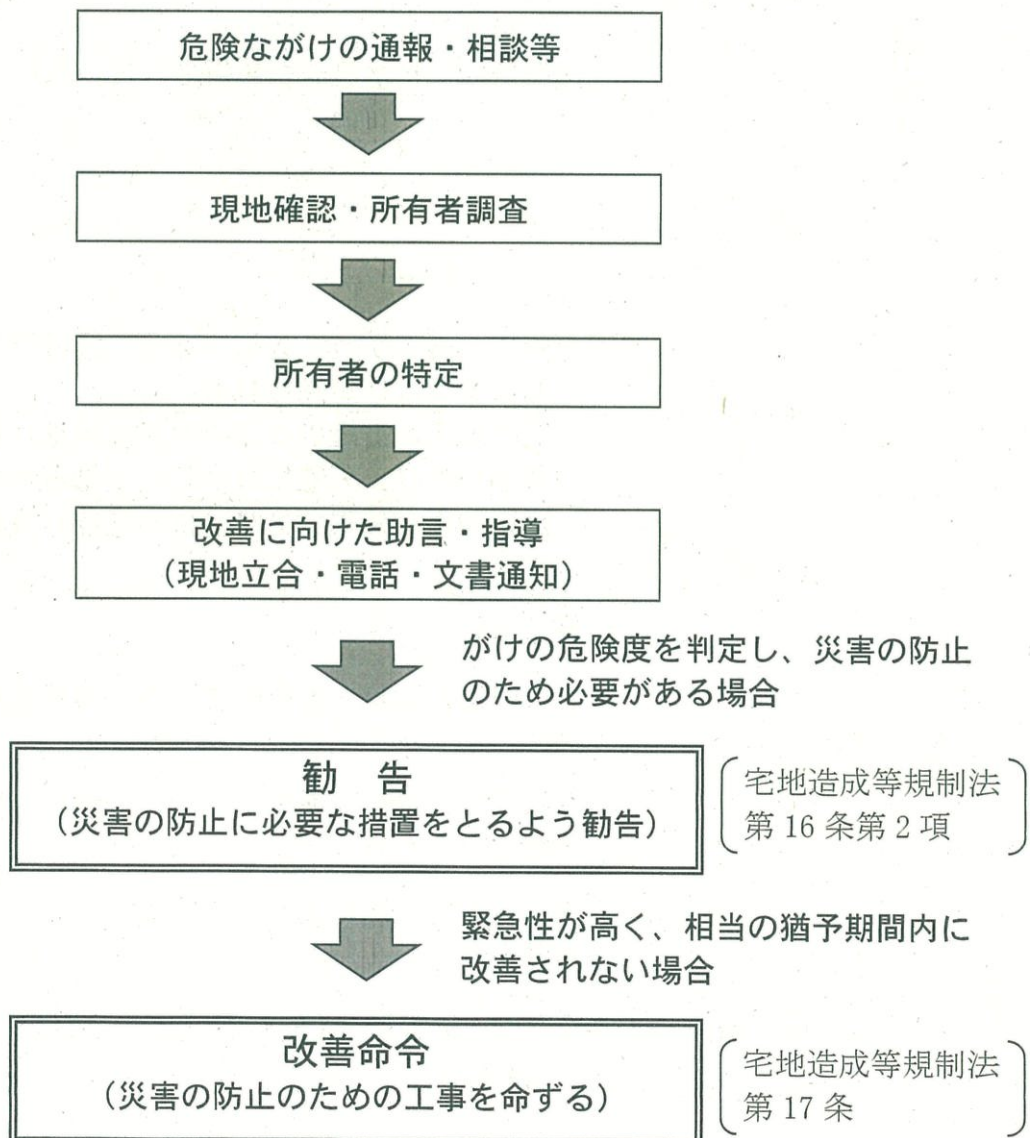
■補助対象範囲（展開図）



■のり面の安定勾配（ θ ）（宅地造成等規制法施行令に準拠）

がけの垂直高さ（h）	のり面の安定勾配（ θ ）
5 m以内	45度
5 m超	35度

6 勧告・改善命令等の主な流れ



【参考】「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省）の概要

- ・宅地擁壁の老朽化等による危険度判定に関する標準的な評価方法を定めるもので、宅地造成等規制法に基づく勧告・改善命令を適切に行う際等の参考に供する。
- ・宅地擁壁の危険度を、基礎点と変状点の合計点により評価し、合計点5.0点以上は勧告・改善命令の発令検討対象

■宅地擁壁の危険度判定チェックシート（空石積み擁壁の場合）

区分		項目	チェック	分類	配点
基礎点	環境条件 (a)	地盤条件	湧水	擁壁表面が乾いている	0
				常に擁壁表面が湿っている	0.5
				水がしみ出し、流出している	1.0
		構造諸元	排水施設等	擁壁背面に排水施設がある。または、天端付近で雨水が地盤に浸透しない状況にある	0
				擁壁背面に排水施設はあるが、十分に機能していない	1.0
				擁壁背面に排水施設が設置されていない	2.0
			擁壁高さ	$1\text{m} < H \leq 3\text{m}$	0
		$3\text{m} < H \leq 4\text{m}$		1.0	
		$4\text{m} < H \leq 5\text{m}$		1.5	
		$5\text{m} < H$		2.0	
	障害状況 (b)	排水施設の障害	異常なし	0	
			天端排水溝にずれ、欠損がある。又は天端背面にクラックが見られる	0.5	
			上記に加え、擁壁のクラック又は目地からの湧水があり、天端には小陥没も見られる	1.0	
			上記に加え、破損があり、排水機能が失われている	1.5	
変状点	擁壁の変状	空石積み擁壁の変状	異常なし	0	
			石の表面が磨耗・劣化している。破損も目立つ	5.0	
			空石積みに横亀裂を生じ、その一部に抜け石等が見られる	6.5	
			擁壁背面の土圧により、空石積にふくらみが見られる	8.0	

※ 基礎点は、環境条件 (a) の最大点と障害状況 (b) の最大点の合計点を採用

※ 変状点は、擁壁の変状の最大点を採用

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
238～ 239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	2-1	安全・安心住まい づくり支援費	千円 31,795

1 概要

国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図り、安全・安心な住まいづくりを推進するため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事、及び除却工事に要する費用の一部を助成するもの。

【参考】長崎市の住宅耐震化率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
住宅耐震化率	80.4%	81.7%	82.2%	82.6%	82.9%
戸建住宅	65.9%	68.6%	69.2%	69.7%	70.1%
共同住宅	96.1%	95.8%	96.1%	96.3%	96.5%

※耐震化率＝耐震性能有の住宅数÷住宅総数

2 事業内容

(1) 耐震診断費に係る助成【補助】

ア 対象：① 昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震基準により建築された木造戸建住宅であり、所有者又は所有者の二親等以内の親族が居住しているもの又は耐震改修工事後30日以内に居住するもの。

② 除却工事を行う場合は、上記①のうち居住の有無は問わない。

イ 助成額

1件当たりの耐震診断費61,500円（定額）のうち51,000円

※耐震診断の実施については、長崎県内各市町と一般社団法人長崎県建築士事務所協会とで委託契約を結んでおり、1件当たりの耐震診断費は定額で県内統一されている。なお、令和2年度の1件当たりの耐震診断費は、近年の労務単価の上昇を踏まえ、47,100円から61,500円に見直される予定。

耐震診断費：61,500円				
助成額：51,000円				事業主負担
社会資本整備総合交付金対象（耐震診断費の2/3）：41,000円			市上乗せ	
国	県	市		
20,500円	10,250円	10,250円	10,000円	10,500円
1/3	1/3		1/3	

ウ 実績：平成30年度 39件
令和元年度 31件（令和2年1月末現在）
エ 予定：令和2年度 45件

(2) 耐震改修設計・耐震改修工事費に係る助成【補助】

国の耐震化総合支援制度を活用し、対象住宅の耐震改修計画から耐震改修工事までを総合的に支援する。

- ア 対象：耐震診断の結果、「危険」と判断された木造戸建住宅の設計及び工事
 イ 助成額：耐震改修工事費の4/5（上限100万円）※建替も同額

補助金（耐震改修工事費の4/5）：1,000千円			事業主負担
国：1/5	県（うち国費1/2）：2/5	市：1/5	1/5
250千円	500千円	250千円	250千円
1,250千円			

- ウ 実績：平成30年度 14件
 令和元年度 18件（令和2年1月末現在）
 エ 予定：令和2年度 25件

(3) 防火改修工事費に係る助成【単独】

- ア 対象：「地震時等に著しく危険な密集市街地」又は「斜面市街地」において、国の助成を受け実施する耐震改修工事と併せて、以下のいずれかの防火改修工事を1以上行う場合の上乗せ補助
 (ア) 外壁を防火構造とする工事
 (イ) 軒裏を防火構造とする工事
 (ウ) 開口部に防火設備を設ける工事

- イ 助成額：防火改修工事費の1/2（上限：300千円）

全体工事費(1,850千円)					
耐震改修工事分(1,250千円)				防火改修工事分(600千円)	
補助金(1,000千円)			事業主負担 1/5 (250千円)	補助金(300千円)	
国 2/5	県 1/5	市 1/5		市(上乗せ) 1/2	事業主負担 1/2 (300千円)

- ウ 実績：平成30年度 4件
 令和元年度 4件（令和2年1月末現在）
 エ 予定：令和2年度 5件

(4) 除却工事費に係る助成【補助】

- ア 対象：「地震時等に著しく危険な密集市街地」又は「斜面市街地」における木造戸建住宅のうち、耐震診断の結果、「危険」と判断された木造戸建住宅の除却

イ 助成額：除却工事費の23%（上限：300千円）

補助金		事業主負担 77%
国 11.5%	市 11.5%	

ウ 実績：平成30年度 8件
令和元年度 3件（令和2年1月末現在）
エ 予定：令和2年度 10件

3 事業費内訳

項目	予算計上額	内容
(1) 耐震診断委託料	2,295千円	@51,000円×45件
(2) 耐震化総合支援補助金	25,000千円	@1,000千円×25件
(3) 防火改修工事費補助金	1,500千円	@300千円×5件
(4) 除却工事費補助金	3,000千円	@300千円×10件
計	31,795千円	

4 財源内訳

事業全体

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業主負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	千円
50,062	31,795	8,672	12,961	10,162	18,267

事業別内訳

（単位：千円）

項目	総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業主 負担額 ①-②
			国庫 支出金	県支出金	一般財源	
(1) 耐震診断委託料	2,768	2,295	922	461	912	473
(2) 耐震化総合支援補助金	31,250	25,000	6,250	12,500	6,250	6,250
(3) 防火改修工事費補助金	3,000	1,500	-	-	1,500	1,500
(4) 除却工事費補助金	13,044	3,000	1,500	-	1,500	10,044
計	50,062	31,795	8,672	12,961	10,162	18,267

【参考資料】長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要項抜粋

別表（第2条関係）

地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地

五十音順	町丁目名
ア行	相生町 青山町 赤迫1丁目 赤迫2丁目 赤迫3丁目 秋月町 飽の浦町 曙町 愛宕1丁目 愛宕2丁目 愛宕3丁目 愛宕4丁目 油木町 石神町 泉1丁目 泉2丁目 泉3丁目 出雲1丁目 出雲2丁目 出雲3丁目 磯道町 稲佐町 稲田町 伊良林2丁目 伊良林3丁目 入船町 岩瀬道町 岩見町 岩屋町 上田町 上野町 梅香崎町 江川町 江の浦町 江平1丁目 江平2丁目 江平3丁目 江里町 扇町 大浦東町 大谷町 大手1丁目 大手3丁目 大鳥町 岡町 音無町 御船蔵町
カ行	籠町 風頭町 片淵3丁目 片淵4丁目 片淵5丁目 金堀町 上小島1丁目 上小島2丁目 上小島3丁目 上小島4丁目 上小島5丁目 上銭座町 上戸町 上戸町1丁目 上戸町2丁目 上戸町3丁目 上戸町4丁目 川上町 川平町 館内町 木鉢町1丁目 木鉢町2丁目 京太郎町 草住町 毛井首町 小ヶ倉町1丁目 小ヶ倉町2丁目 小ヶ倉町3丁目 国分町 小菅町 小瀬戸町 小峰町 米山町
サ行	竿浦町 坂本1丁目 坂本2丁目 坂本3丁目 桜木町 三和町 椎の木町 塩浜町 下町 清水町 十人町 城栄町 昭和2丁目 昭和3丁目 白鳥町 白木町 城山町 新小が倉1丁目 新小が倉2丁目 新戸町1丁目 新戸町2丁目 新戸町3丁目 末石町 銭座町
タ行	高尾町 高丘1丁目 高丘2丁目 高平町 田上1丁目 田上2丁目 田上3丁目 田上4丁目 竹の久保町 立岩町 立山1丁目 立山2丁目 立山3丁目 立山4丁目 立山5丁目 田手原町 辻町 寺町 天神町 土井首町 戸町1丁目 戸町2丁目 戸町3丁目 戸町4丁目 戸町5丁目
ナ行	中川2丁目 中小島1丁目 中小島2丁目 中新町 滑石1丁目 鳴滝1丁目 鳴滝2丁目 鳴滝3丁目 西町 虹が丘町 錦1丁目 錦2丁目 錦3丁目 西北町 西小島1丁目 西小島2丁目 西琴平町 西坂町 西立神町 西泊町 西山1丁目 西山2丁目 西山3丁目 西山4丁目 西山本町
ハ行	橋口町 八景町 花園町 浜平1丁目 浜平2丁目 早坂町 葉山1丁目 葉山2丁目 春木町 東小島町 東琴平1丁目 東琴平2丁目 東立神町 東山町 東山手町 彦見町 日の出町 平瀬町 平戸小屋町 平野町 平山町 深堀町2丁目 深堀町3丁目 深堀町5丁目 深堀町6丁目 富士見町 淵町 古河町 古道町 平和町 宝栄町 本河内1丁目 本河内2丁目 本河内3丁目
マ行	三川町 水の浦町 三ツ山町 緑町 緑が丘町 南町 南が丘町 南山手町 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 三芳町 目覚町 元町 本尾町 本原町
ヤ行	梁川町 柳田町 柳谷町 矢の平1丁目 矢の平2丁目 矢の平3丁目 矢の平4丁目 弥生町
ワ行	若草町 若竹町

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
238 ～239	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	2-2	民間建築物耐震化 推進費補助金	千円 4,000

1 概 要

国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) 耐震診断費に係る助成【補助】

ア 特定既存耐震不適格建築物

対 象： 昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物（原則3階建以上かつ1,000㎡以上）

助成額： 耐震診断費の2/3（上限：1,600千円）

実 績： 平成30年度 1件
令和元年度 1件（令和2年1月末現在）

予 定： 令和2年 1件

イ 緊急輸送道路沿道の建築物

対 象： 上記アの特定既存耐震不適格建築物のうち、地震によって倒壊した場合に緊急輸送道路（※）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるもの

※ 緊急輸送道路

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワークと計画」で定められた道路で、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。（国道34号、202号等）

助成額： 耐震診断費の2/3（上限：2,400千円）

実 績： 平成30年度 0件
令和元年度 1件（令和2年1月末現在）

予 定： 令和2年度 1件

補助金			事業者負担
国	県	市	
1/3	1/6	1/6	1/3

3 財源内訳

事業全体

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	一般財源	
千円 6,000	千円 4,000	千円 2,000	千円 1,000	千円 1,000	千円 2,000

事業別内訳

(単位：千円)

		総事業費 ①	予算 計上額 ②	財源内訳			事業者 負担額 ①-②
				国庫 支出金	県支 出金	一般 財源	
(1)	特定既存耐震不適格建築物	2,400	1,600	800	400	400	800
(2)	緊急輸送道路沿道建築物	3,600	2,400	1,200	600	600	1,200
計		6,000	4,000	2,000	1,000	1,000	2,000

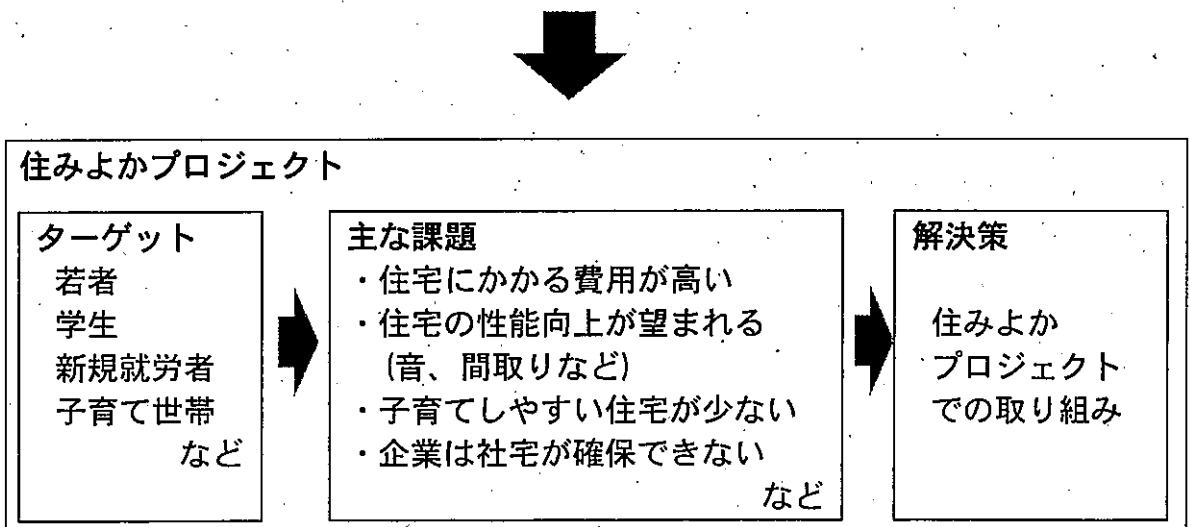
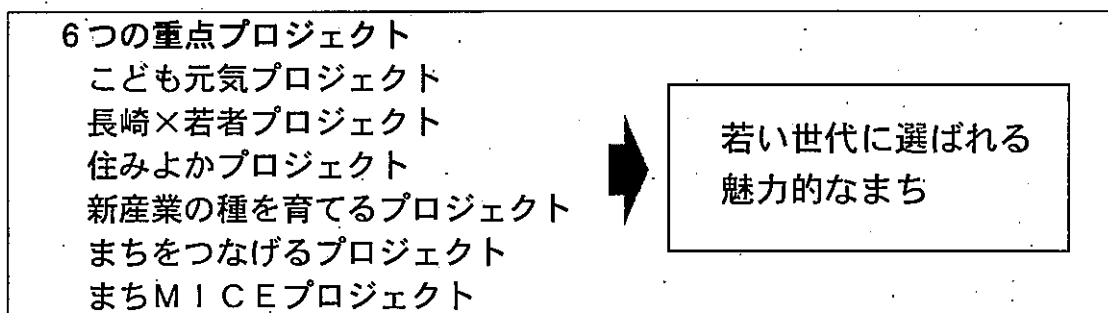
予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	3-2	住みよかプロジェクト 推進費	千円 2,808

1 概 要

長崎市では、人口減少や少子高齢化が深刻化、生産年齢人口や子育て世帯数の減少が進行、人口動態転出超過（福岡県や関東、県内でも諫早市と大村市などに主に転出）するなど課題となっている。

特に若い世代を意識した中で、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を目指すことをテーマに掲げ、人口減少に歯止めをかけることに貢献する新しい6つの重点プロジェクトに取り組むこととしている。

「住みよかプロジェクト」では、官民連携により、若者、学生、新規就労者、子育て世帯などの若い世代に対して住みやすい住宅等を提供することとしており、令和2年度において、国の地方創生推進交付金を活用した市民ワークショップの開催及び市営住宅空き室の短期的利活用実験を行う。



2 事業内容

(1) 市民ワークショップ（計3回を予定）

若い世代が住宅に求める条件や周辺環境などを把握するため、若者や子育て世帯などを対象としたワークショップを開催し、住宅に関する課題を明らかにするとともに、若い世代が求める住まいのありかたを整理する。

ワークショップのテーマ（予定）

第1回 若い世代が求める住む条件（場所、家賃、住宅の種類など）

第2回 若い世代が求める住宅プラン（広さ、間取り、性能など）

第3回 若い世代が求める周辺環境（生活利便施設、子育て支援施設など）

(2) 市営住宅空き室の短期的利活用実験

長崎市と地元大学が協働し、市営住宅の空き室に学生が実際に生活した体験などを踏まえ、若い世代が求める間取りや性能などの住宅プランを検証する。

ア 市営住宅空き室への学生入居（改修費を予算計上、市営住宅算定家賃を徴収）

イ 大学と協働で若い世代が求める住宅プランの検討、改修の実施

ウ 若い世代が求める住宅プランの民間事業者への提案

エ 今後の市営住宅計画への反映

オ 学生が地域に住むことでの地域活性化 など

3 事業費内訳

（単位：千円）

項目	事業費	内容
報償費	495	招聘職員報償費
旅費	171	旅費、招聘職員費用弁償
需用費	2,046	住戸修繕費（3戸程度）、事務用品等
使用料及び賃借料	96	会場借上料等
合計	2,808	

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
2,808	292	—	—	—	2,516

※地方創生推進交付金（対象経費の1/2）

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	4-2	指定管理費	千円 496,477

1 目 的

市営住宅及びその共同施設の管理を指定管理者に行わせることで、市民サービスの向上及び経費の節減を図る。

2 事業概要

全市域の市営住宅104団地9,314戸について、A地区及びB地区に分割し、修繕等を含め、指定管理者により居住環境の維持管理等を行う。

(経緯) 令和元年6月市議会 長崎市営住宅条例の一部改正(市内全域に指定管理者制度を導入)

令和元年11月市議会 指定管理者の指定、債務負担行為補正(5年間)

3 指定管理者の名称

A地区 公営住宅管理共同企業体

(代表団体) 株式会社エルベック

(構成団体) 株式会社西日本ビルサービス

B地区 株式会社トラスティ建物管理・株式会社三山不動産共同企業体

(代表団体) 株式会社トラスティ建物管理

(構成団体) 株式会社三山不動産

4 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 令和2年度からの指定管理者更新に係る主な変更点

- (1) 指定管理者による管理区域を、令和元年度までの旧市内のみから、合併地区を含む全市域の市営住宅に拡大する。
- (2) A地区及びB地区の2地区に、管理戸数が同等程度になるように分割する。
- (3) 北及び南の両総合事務所で行っている修繕を指定管理者の業務とする。
- (4) 指定管理者の主たる事務所をA地区、B地区とも桜町第2別館の1階(現在と同じ場所)に設けるとともに、第2事務所をA地区は三重地域センター内に、B地区は南総合事務所内に設ける。

6 令和2年度からの指定管理者更新に係る周知

- (1) 市営住宅入居者への周知文書の全戸配布
- (2) 市営住宅団地内の掲示板等への掲出
- (3) 広報ながさき（3月号）への掲載
- (4) ホームページ掲載

7 事業費内訳

（単位：千円）

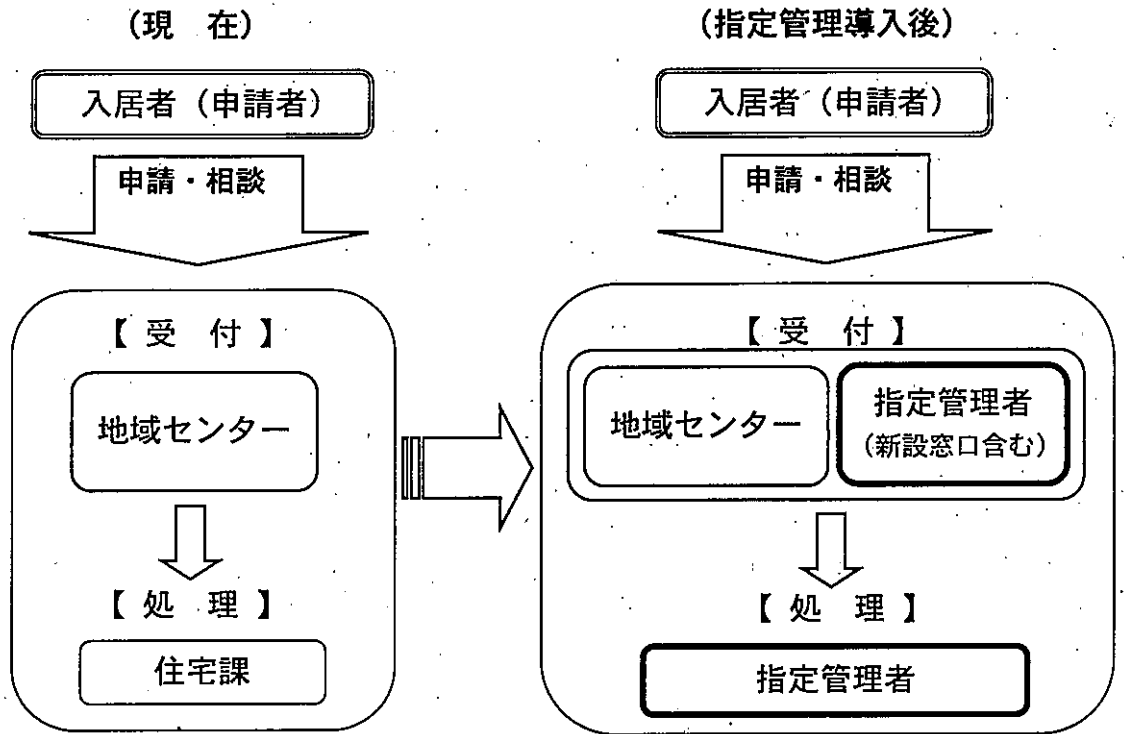
地 区 名			A地区 (滑石住宅ほか)	B地区 (日見大曲住宅ほか)
管 理 戸 数			42 団地 4,587 戸	62 団地 4,727 戸
項 目	内容等	事業費計	事業費	事業費
精 算 し な い 経 費	人 件 費	90,321	47,821	42,500
	設備管理費	エレベータ保守等 57,104	34,504	22,600
	物 件 費	消耗品費 ほか 25,374	12,374	13,000
	諸 経 費	14,160	4,905	9,255
	計 ①	186,959	99,604	87,355
精 算 す る 経 費	諸 修 繕 料	維持管理に係るもの 158,507	62,301	96,206
	空家修繕料	募集等に係るもの 111,525	46,236	65,289
	退去修繕料	退去時に係るもの 17,203	6,830	10,373
	施設管理費	植栽剪定等 22,283	8,706	13,577
	計 ②	309,518	124,073	185,445
合計 (①+②)		496,477	223,677	272,800

8 財源内訳

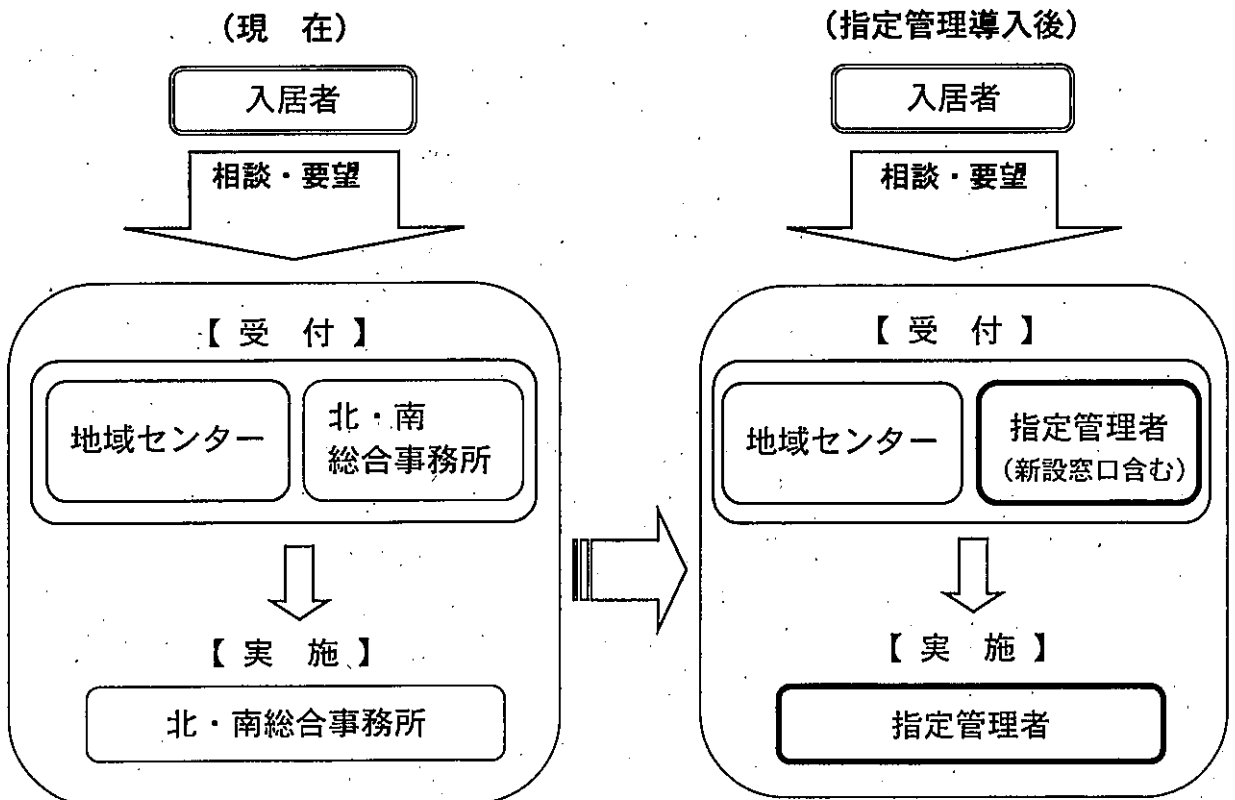
事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 496,477	千円 —	千円 —	千円 —	千円 496,477	千円 —

※ 「その他」：家賃収入等

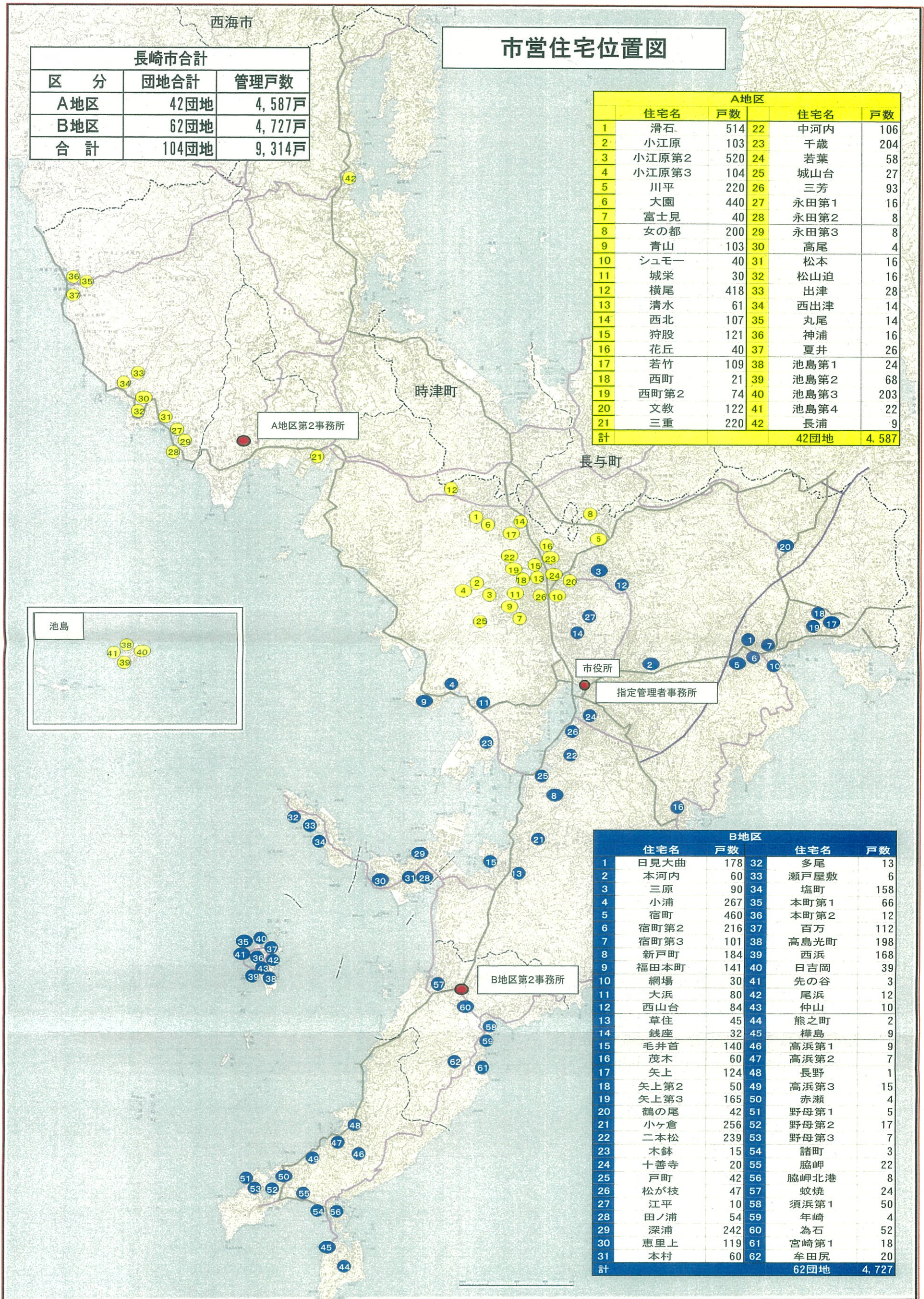
- 各種申請手続き、相談受付に関すること
(市営住宅入居申込、入居者異動届、家賃減免申請 など)



- 維持管理(修繕)に関すること



【参考】 指定管理者による管理対象市営住宅及び共同施設の位置図(令和2年4月以降)



長崎市合計		
区分	団地合計	管理戸数
A地区	42団地	4,587戸
B地区	62団地	4,727戸
合計	104団地	9,314戸

市営住宅位置図

A地区					
	住宅名	戸数	住宅名	戸数	
1	滑石	514	22	中河内	106
2	小江原	103	23	千歳	204
3	小江原第2	520	24	若葉	58
4	小江原第3	104	25	城山台	27
5	川平	220	26	三芳	93
6	大園	440	27	永田第1	16
7	富士見	40	28	永田第2	8
8	女の都	200	29	永田第3	8
9	青山	103	30	高尾	4
10	シュモー	40	31	松本	16
11	城栄	30	32	松山迫	16
12	横尾	418	33	出津	28
13	清水	61	34	西出津	14
14	西北	107	35	丸尾	14
15	狩股	121	36	神浦	16
16	花丘	40	37	夏井	26
17	若竹	109	38	池島第1	24
18	西町	21	39	池島第2	68
19	西町第2	74	40	池島第3	203
20	文教	122	41	池島第4	22
21	三重	220	42	長浦	9
計			42団地	4,587	

B地区					
	住宅名	戸数	住宅名	戸数	
1	日見大曲	178	32	多尾	13
2	本河内	60	33	瀬戸屋敷	6
3	三原	90	34	塩町	158
4	小浦	267	35	本町第1	66
5	宿町	460	36	本町第2	12
6	宿町第2	216	37	百万	112
7	宿町第3	101	38	高島光町	198
8	新戸町	184	39	西浜	168
9	福田本町	141	40	日吉岡	39
10	網場	30	41	先の谷	3
11	大浜	80	42	尾浜	12
12	西山台	84	43	仲山	10
13	草住	45	44	熊之町	2
14	銭座	32	45	権島	9
15	毛井首	140	46	高浜第1	9
16	茂木	60	47	高浜第2	7
17	矢上	124	48	長野	1
18	矢上第2	50	49	高浜第3	15
19	矢上第3	165	50	赤瀬	4
20	鶴の尾	42	51	野母第1	5
21	小ヶ倉	256	52	野母第2	17
22	二本松	239	53	野母第3	7
23	木鉢	15	54	諸町	3
24	十善寺	20	55	脇岬	22
25	戸町	42	56	脇岬北港	8
26	松が枝	47	57	蚊焼	24
27	江平	10	58	須浜第1	50
28	田ノ浦	54	59	年崎	4
29	深浦	242	60	為石	52
30	恵里上	119	61	宮崎第1	18
31	本村	60	62	牟田尻	20
計			62団地	4,727	

※ 管理戸数：令和2年4月1日予定

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	4-3	管理事務費	千円 41,882

1 概要

市営住宅の維持管理を円滑に行うために必要となる、市営住宅管理全般に係る事務費。

2 事業費内訳

(単位：千円)

項 目	事 業 費	内 容	
人 件 費	12,174	住宅管理人報酬 ※	10,545
		低層階建物 @120円×129戸×12月	
		中高層階建物 @140円×6,166戸×12月	
		臨時職員報酬	1,629
事 務 費	29,708	チトセピアアパート共用管理費負担金	5,330
		電気料	5,216
		印刷製本費（納入通知書等）	4,118
		消耗品費（事務用消耗品等）	2,225
		郵送料	2,149
		OA機器借上料	1,670
		コンビニエンスストア収納事務委託料	1,299
		家賃等滞納整理に伴う法的措置費用	1,260
		口座振替等手数料	909
		施設賠償責任保険料	800
		その他（旅費、広告料 ほか）	4,732
合 計	41,882		

※ 住宅管理人の業務

- (1) 入居者への周知文書等の配付に関する事。
- (2) 市営住宅及び共同施設の修繕箇所の調査及び報告に関する事。
- (3) 入居の確認並びに明渡しの立会い及び確認に関する事。
- (4) 無断退去者の通報に関する事。
- (5) その他市営住宅及び共同施設の管理上必要な事。

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 41,882	千円 -	千円 -	千円 -	千円 41,882	千円 -

※ 「その他」：家賃収入等

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ~263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	4-4	建物保険料	千円 8,344

1 目的

市営住宅及びその共同施設について、火災等の事故に備えるため、公営住宅を対象とした公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の保険に加入するもの。

2 事業概要

火災等発生時の市営住宅等に生じた損害（修繕費等）に備える保険。

3 事業内容

- (1) 契約の相手方 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構
- (2) 保険の範囲 火災、水災、震災等に因る市営住宅に係る財産損害
- (3) 補償対象 被災住宅等を修復する場合の修復経費（被災部分の保全、応急措置、解体撤去、残存物の片付け等を含む）

4 事業費内訳

(単位：千円)

項 目	内 容	金 額
役 務 費	建物保険料	8,344
合 計		8,344

5 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 8,344	千円 -	千円 -	千円 -	千円 8,344	千円 -

※ 「その他」：家賃収入等

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ~263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	6-1	ながさき住みよ家 リフォーム補助金	千円 79,207

1 概 要

住宅の居住環境改善や市内の若手技能者の育成と技術の継承を目的として、市内に本社がある法人等に発注する住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) 補助の条件等（主なもの）

- ア 市内に住宅を所有又は所有を予定し、かつ、その住宅に居住又は改修後に居住を予定している者で、市税に滞納がないこと
- イ 市内に本社がある法人（支社・営業所等のみは不可）、又は市内に住所がある個人に発注する工事であること
- ウ 補助対象経費（住宅性能向上リフォーム補助金と併用する場合は両補助金の補助対象経費の合計）が税抜きで20万円以上であること

(2) 対象工事内容

対象となる工事	工 事 内 容
住宅リフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え、外壁の張替え ・外壁の塗装 ・台所の改修 ・内装工事（壁や床の張替えなど） ・浴室、便所の改修の一部（※） など <p>※ 住宅性能向上リフォーム補助金と同時に施工する内装等のみが対象</p>
住宅リフォームと同時に施工する外構工事	<p>「外構」とは塀、門扉等であり、植栽、池、擁壁等は除外する</p> <p>外構工事の対象工事費は住宅リフォーム工事の対象工事費を超えない範囲とする</p>

(3) 助成額

対象工事費の1/10（上限：100千円）

※ 住宅性能向上リフォーム補助金と併用可。

ただし補助金の合計額の上限を100千円とする。

3 事業費内訳

(単位：千円)

項目	事業費	内 容
補助金	64,500	@75×860件
事務費	14,707	報酬、共済費 ほか
合 計	79,207	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
79,207	—	—	—	29	79,178

※ その他：雇用保険料個人負担金

【参考】ながさき住みよ家リフォーム補助金の実績

	予算額 (※1) (千円)	交付 件数 (件)	交付決定額		工事費総額		経済 効果 (倍)
			総額 (千円)	1件あたり (千円)	総額 (千円)	1件あたり (千円)	
平成29年度	85,000	1,026	83,094	81.0	1,173,503	1,143.8	14.1
平成30年度	60,000	842 (※2)	58,827	69.9	980,739	1,164.8	16.7
令和元年度 (※3)	85,000	1,137 (※4)	84,107	74.0	1,407,149	1237.6	16.7

※1 予算額は補助金のみの当初予算額で事務費を除く。

※2 住宅性能向上リフォーム補助金との併用235件を含む。

※3 令和元年度は令和2年1月31日時点。

※4 住宅性能向上リフォーム補助金との併用267件を含む。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	6-2	住宅性能向上 リフォーム補助金	千円 50,567

1 概 要

国の社会資本整備総合交付金を活用し、住宅の浴室・便所のバリアフリー化、屋根の遮熱・断熱塗装による省エネ化など、住宅の性能向上を目的として、市内に本社がある法人等に発注する住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) 対象の条件等 (主なもの)

- ア 市内に住宅を所有又は所有を予定し、かつ、その住宅に居住又は改修後に居住を予定している者で、市税に滞納がないこと
- イ 市内に本社がある法人（支社・営業所等のみは不可）、又は市内に住所がある個人に発注する工事であること
- ウ 補助対象経費（ながさき住みよ家リフォーム補助金と併用する場合は両補助金の補助対象経費の合計）が税抜きで20万円以上であること

(2) 対象工事 (下表の条件等を満たすもの)

ア 浴室を改良する工事	・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 ・バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事 など
イ 便所を改良する工事	・便器を座便式のものに取り替える工事 ・座便式の便器の座高を高くする工事 など
ウ 屋根の塗装工事	・屋根を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事

(3) 助成額 対象工事費の1/5 (上限: 100千円)

※ ながさき住みよ家リフォーム補助金と併用可。

ただし補助金の合計額の上限を100千円とする。

3 事業費内訳

(単位：千円)

項目	事業費	内 容
補助金	50,500	浴室改修工事 @100 ×260件 便所改修工事 @ 55 ×150件 屋根塗装工事 @ 65 ×250件
事務費	67	使用料及び賃借料
合計	50,567	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
50,567	22,725	—	—	—	27,842

※ 社会資本整備総合交付金

補助率 対象事業費（50,500千円）の45/100

【参考】住宅性能向上リフォーム補助金の実績

	予算額 (※1) (千円)	交付 件数 (件)	交付決定額		工事費総額		経済 効果 (倍)
			総額 (千円)	1件あたり (千円)	総額 (千円)	1件あたり (千円)	
平成29年度	30,000	352	29,513	83.8	386,507	1,098.0	13.1
平成30年度	65,000	555 (※2)	42,944	77.4	620,608	1,118.2	14.5
令和元年度 (※3)	30,000	405 (※4)	29,756	73.5	468,600	1,157.0	15.7

※1 予算額は補助金のみ当初予算額で事務費を除く。

※2 ながさき住みよ家リフォーム補助金との併用235件を含む。

※3 令和元年度は令和2年1月31日時点。

※4 ながさき住みよ家リフォーム補助金との併用267件を含む。

【参考】手すりがある便所及び浴室件数

※住宅土地統計	H30	H25	差
持ち家一戸建	85,960	89,620	-3,660
うち浴室	26,990	24,350	2,640
うち便所	28,410	24,860	3,550

【参考】住宅性能向上リフォーム補助工種別件数実績

工 種	R元	H30	H29	計
浴 室	145	237	230	612
便 所	73	132	122	327
屋根遮熱	187	186	—	373
計	405	555	352	1,312

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	7-1	定住促進空き家活用補助金	千円 2,480

1 概 要

公益財団法人長崎県市町村振興協会の市町振興共同事業助成金も活用し、空き家・空き地バンクに登録された戸建て空き家に市外等からの住み替えを目的に、空き家に残る家財等の撤去・処分する場合また、リフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を助成し、空き家の活用を図るものである。

2 事業内容

(1) 移住支援空き家リフォーム補助

内 容	市外からの住み替えを目的とした空き家のリフォーム工事	
対象者 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家を購入又は賃借し、市外から転入する者(転入して1年以内の者) ・ 空き家・空き地情報バンクに登録済の空き家を所有する者(個人) ・ 転入する者の場合、売買もしくは賃貸借契約済であること 	
対象工事	外壁屋根の張替え・塗装等 壁や床の張替え・塗装	台所・浴室・便所等の改修 水廻りの設備改修など
助 成 額	対象工事費の1/2 (上限: 500千円)	

(2) 空き家家財処分費補助

内 容	市外からの住み替えを目的とした空き家に残る家財等の撤去・処分
対象者 (主なもの)	空き家・空き地情報バンクに登録済の空き家を所有する者(個人)
対象経費	家具、衣類、食器、家電の廃棄物処理費、収集運搬費、清掃費 (特定家電(テレビ等)の家電リサイクルを除く)
助 成 額	対象経費の1/2 (上限: 100千円)

(3) 空き家対策計画広報にかかる啓発費

広報ながさき折込により配布を行う、空き家活用・対策にかかるパンフレット(157,800部)の作成。

掲載内容: 空き家・空き地情報バンク制度、定住促進空き家活用補助金、
老朽危険空き家除却費補助金、老朽危険空き家対策事業、
ながさき住みよ家・住宅性能向上リフォーム補助金、
長崎市子育て住まいづくり支援費補助金

3 事業費内訳

(単位：千円)

項目	事業費	内容
移住支援空き家リフォーム補助	1,000	@500×2件
空き家家財処分費補助	200	@100×2件
事務費	1,280	広告料(広報ながさき折り込み)
合計	2,480	

4 財源内訳

項目	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
移住支援	1,000	—	—	—	—	1,000
家財処分	200	—	—	—	100	100
その他	1,280	—	—	—	—	1,280
合計	2,480	—	—	—	100	2,380

※ その他：市町振興共同事業助成金 補助率 対象事業費(200千円)の1/2

【参考】定住促進空き家活用補助金の実績(※令和元年度は令和2年1月31日現在)

年度	項目	交付件数	予定件数	予算額(千円)
平成30年度	移住支援空き家リフォーム補助	3件	3件	1,500
	空き家家財処分費補助	0件	3件	300
令和元年度	移住支援空き家リフォーム補助	1件	1件	500
	空き家家財処分費補助	0件	1件	100

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	8-1	【補助】既設公営住宅 改善事業費 矢上団地ほか	千円 754,800
				9-1	【単独】既設公営住宅 改善事業費 川平団地ほか	千円 110,100
合 計						千円 864,900

1 概 要

国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅の計画的な維持修繕を行い、居住水準の維持及び向上を図るもの。

2 事業内容

外壁改修、屋上防水改修、排水管改修、エレベーター設置工事等

3 事業費内訳

【補助】既設公営住宅改善事業費 矢上団地ほか 【単独】既設公営住宅改善事業費 川平団地ほか					
項目	団地名・棟名	建設年度 (経過年数)	内容	事業費	
①	小ヶ倉団地 6～8号棟 10号棟、給水塔	昭和63年度 (築32年)	外壁改修	【補】	115,710
				【単】	6,090
				合計	121,800
②	矢上第3団地 2号棟	平成4年度 (築28年)	外壁改修 屋上防水改修	【補】	87,350
				【単】	4,080
				合計	91,430
③	小江原第3団地 4号棟	平成元年度 (築31年)	外壁改修 屋上防水改修 排水管改修	【補】	99,820
				【単】	6,880
				合計	106,700
④	恵里上団地 20・21号棟	平成4年度 (築28年)	外壁改修 屋上防水改修	【補】	44,345
				【単】	1,585
				合計	45,930
⑤	池島第3団地 B3棟	昭和43年度 (築52年)	外壁改修 屋上防水改修	【補】	32,725
				【単】	1,275
				合計	34,000
⑥	池島第4団地 53B棟	昭和53年度 (築42年)	外壁改修 屋上防水改修	【補】	34,300
				【単】	1,500
				合計	35,800

⑦	新戸町団地 5・6・8号棟	昭和53年度 (築42年)	屋上防水改修 浴室改修 手摺パネル改修	【補】	13,865
				【単】	11,935
				合計	25,800
⑧	本町第2団地	昭和44年度 (築51年)	手摺改修 浴室改修	【補】	12,285
				【単】	2,115
				合計	14,400
⑨	矢上団地 1・3号棟	昭和60年度 (築35年)	エレベーター 改修 排水管改修	【補】	31,900
				【単】	3,300
				合計	35,200
⑩	千歳団地 北棟	昭和63年度 (築32年)	エレベーター 改修	【補】	44,000
				【単】	0
				合計	44,000
⑪	高島光町団地 A・B棟	昭和58年度 (築37年)	エレベーター 設置	【補】	235,200
				【単】	0
				合計	235,200
⑫	川平団地 6号棟	昭和46年度 (築49年)	屋上防水改修	【補】	0
				【単】	6,000
				合計	6,000
⑬	富士見団地	昭和45年度 (築50年)	屋上防水改修	【補】	0
				【単】	7,000
				合計	7,000
⑭	日見大曲団地 A3棟	昭和39年度 (築56年)	屋上防水改修	【補】	0
				【単】	7,000
				合計	7,000
⑮	花丘団地 集会所	昭和57年度 (築38年)	屋根改修	【補】	0
				【単】	3,800
				合計	3,800
⑯	滑石団地 文教団地		給水ポンプ改修	【補】	0
				【単】	7,900
				合計	7,900
⑰	若葉団地 日見大曲団地		自動火災警報 装置改修	【補】	0
				【単】	8,000
				合計	8,000
⑱	小江原団地 ほか6団地		ブレーカー 改修	【補】	0
				【単】	7,000
				合計	7,000
⑲	神浦団地 ほか6団地		LED改修	【補】	0
				【単】	3,900
				合計	3,900
計				【補】	751,500
				【単】	89,360
				合計	840,860

(単位：千円)

項目	団地名・棟名	内 容	事業費	
委託料	深浦団地 ほか11団地	石綿含有調査	【補】	2,000
			【単】	0
			合計	2,000
	宿町団地 ほか33団地	ブロック塀改修設計	【補】	0
			【単】	20,740
			合計	20,740
計			【補】	2,000
			【単】	20,740
			合計	22,740

項 目	内 容	事 業 費
需 用 費	一般消耗品費	283
役 務 費	郵送料	90
使用料及び賃借料	管理積算システム賃借料、コピー機賃借料	927
計		【補】 1,300
		【単】 0
		合計 1,300

事業費合計	【補】	754,800
	【単】	110,100
	合計	864,900

4 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金 ※1	県支 出金	地方債 ※2	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
【補助】	754,800	354,182	—	399,300	—	1,318
【単独】	110,100	—	—	—	—	110,100
合計	864,900	354,182	—	399,300	—	1,114,418

※1 社会資本整備総合交付金

補助率 対象事業費（451,275千円）の45/100

補助率 対象事業費（302,225千円）の50/100

※2 公営住宅建設事業債

充当率 地方負担分（399,300千円）の100/100

（交付税措置率-%）

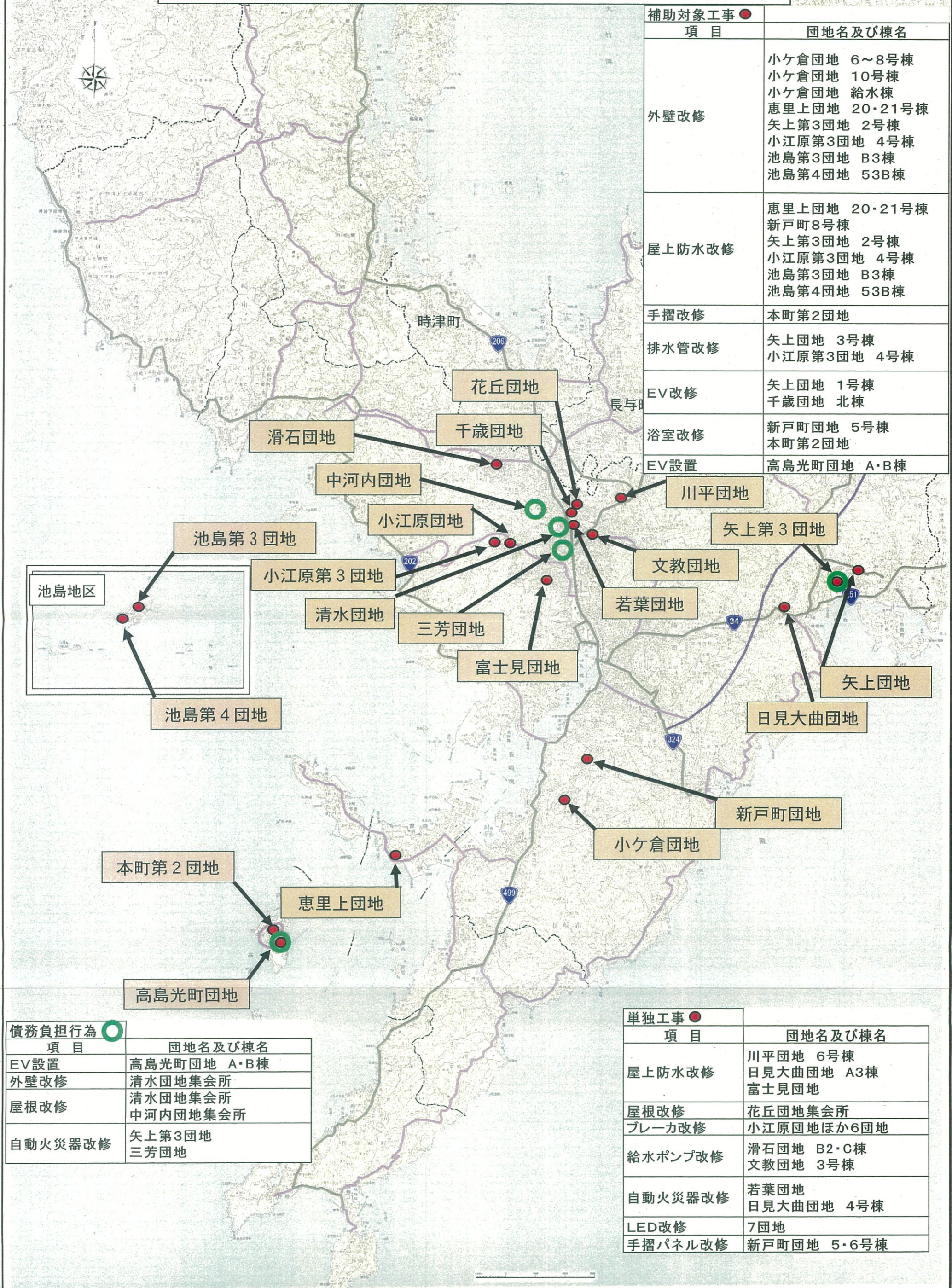
【参考】

令和3年度設定債務負担行為【高島光町団地エレベーター整備事業】

（1）限度額 : 352,800千円

（2）期間 : 令和3年度

既設公営住宅改善事業対象団地位置図



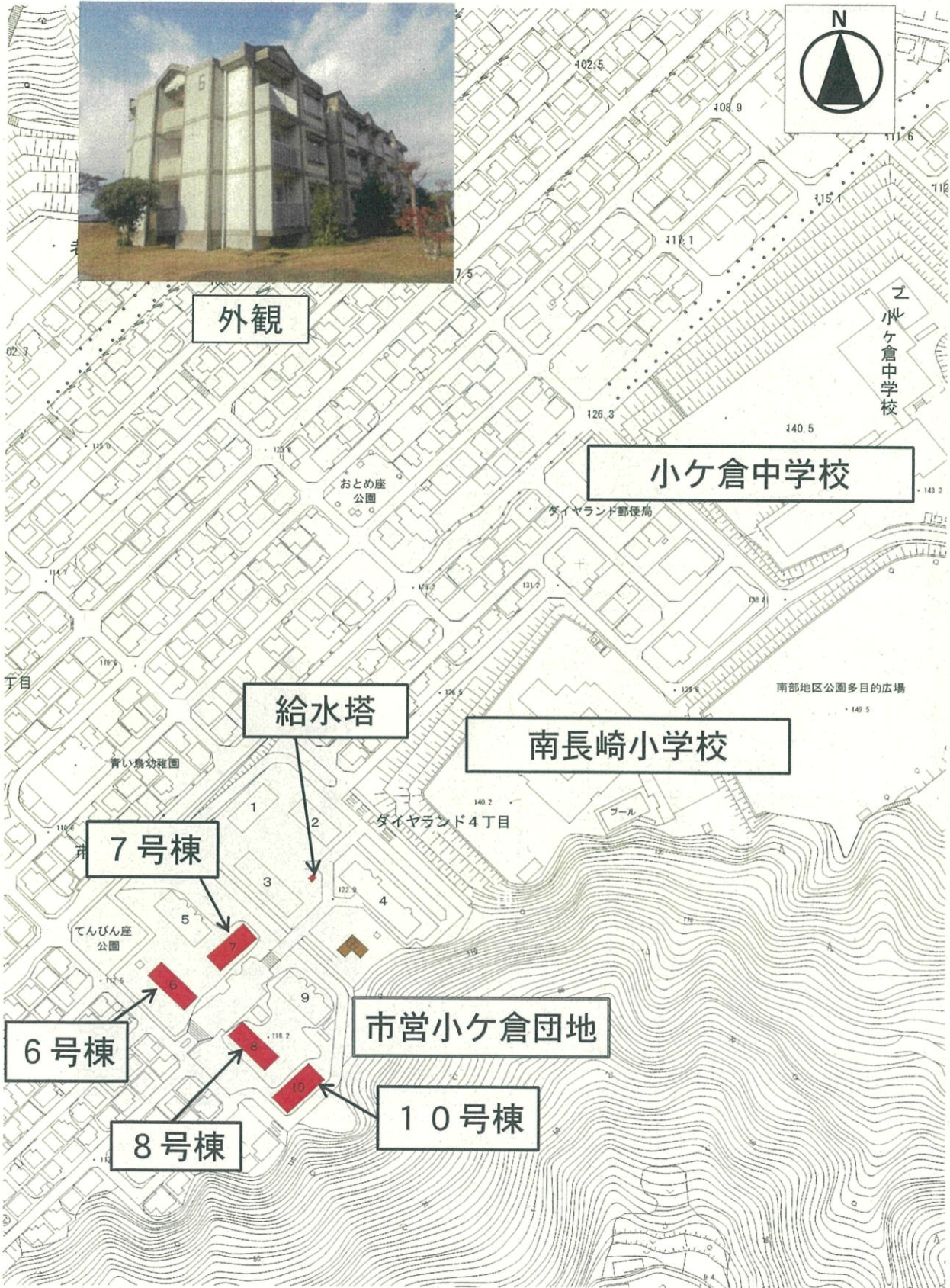
補助対象工事 項目	団地名及び棟名
外壁改修	小ヶ倉団地 6~8号棟 小ヶ倉団地 10号棟 小ヶ倉団地 給水棟 恵里上団地 20・21号棟 矢上第3団地 2号棟 小江原第3団地 4号棟 池島第3団地 B3棟 池島第4団地 53B棟
屋上防水改修	恵里上団地 20・21号棟 新戸町8号棟 矢上第3団地 2号棟 小江原第3団地 4号棟 池島第3団地 B3棟 池島第4団地 53B棟
手摺改修	本町第2団地
排水管改修	矢上団地 3号棟 小江原第3団地 4号棟
EV改修	矢上団地 1号棟 千歳団地 北棟
浴室改修	新戸町団地 5号棟 本町第2団地
EV設置	高島光町団地 A・B棟

債務負担行為 項目	団地名及び棟名
EV設置	高島光町団地 A・B棟
外壁改修	清水団地集会所
屋根改修	清水団地集会所 中河内団地集会所
自動火災器改修	矢上第3団地 三芳団地

単独工事 項目	団地名及び棟名
屋上防水改修	川平団地 6号棟 日見大曲団地 A3棟 富士見団地
屋根改修	花丘団地集会所
ブレーカ改修	小江原団地ほか6団地
給水ポンプ改修	滑石団地 B2・C棟 文教団地 3号棟
自動火災器改修	若葉団地 日見大曲団地 4号棟
LED改修	7団地
手摺パネル改修	新戸町団地 5・6号棟

①

小ヶ倉団地 位置図 (外壁改修)



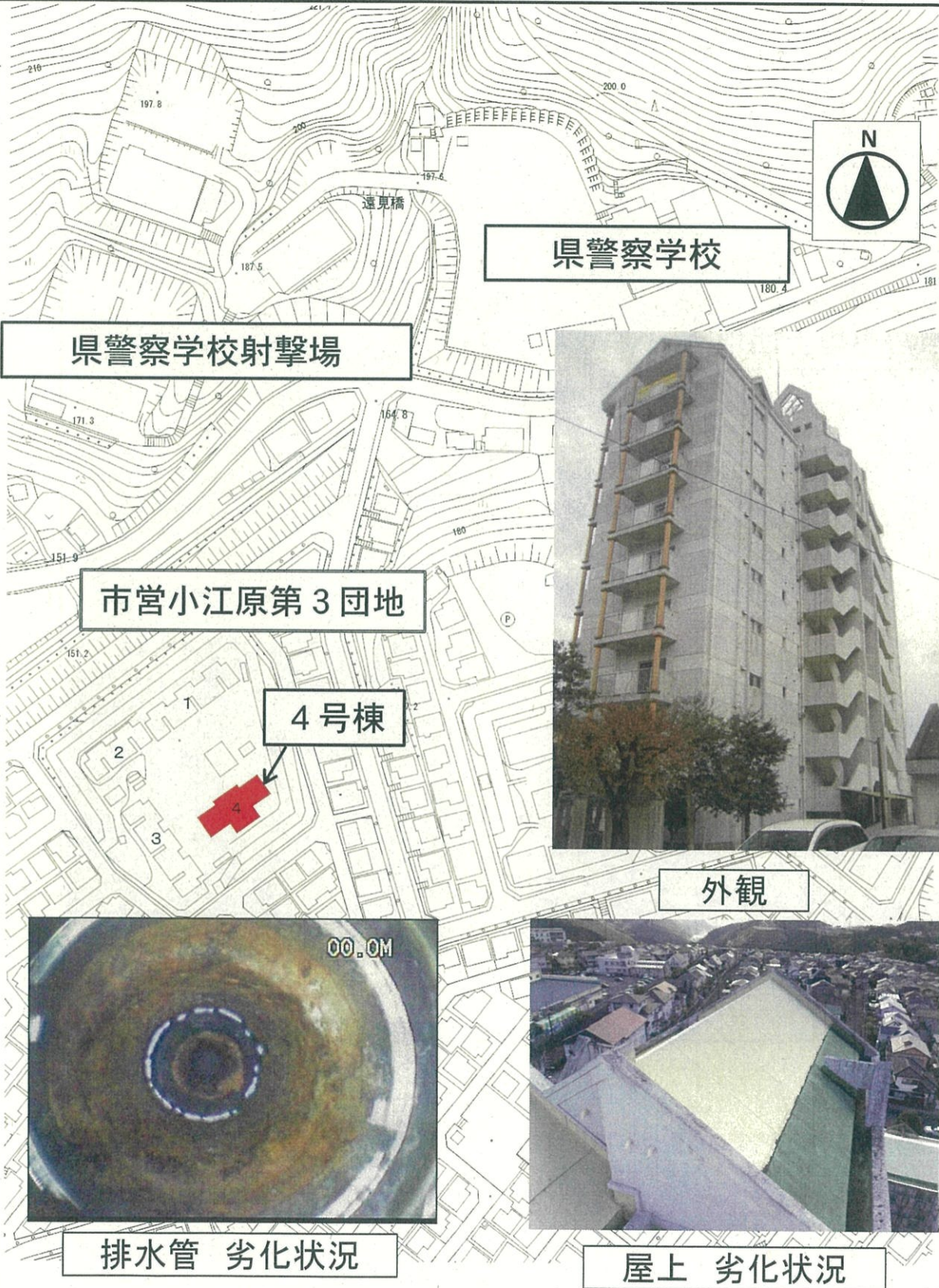
②

矢上第3団地 位置図 (外壁改修・屋上防水改修)



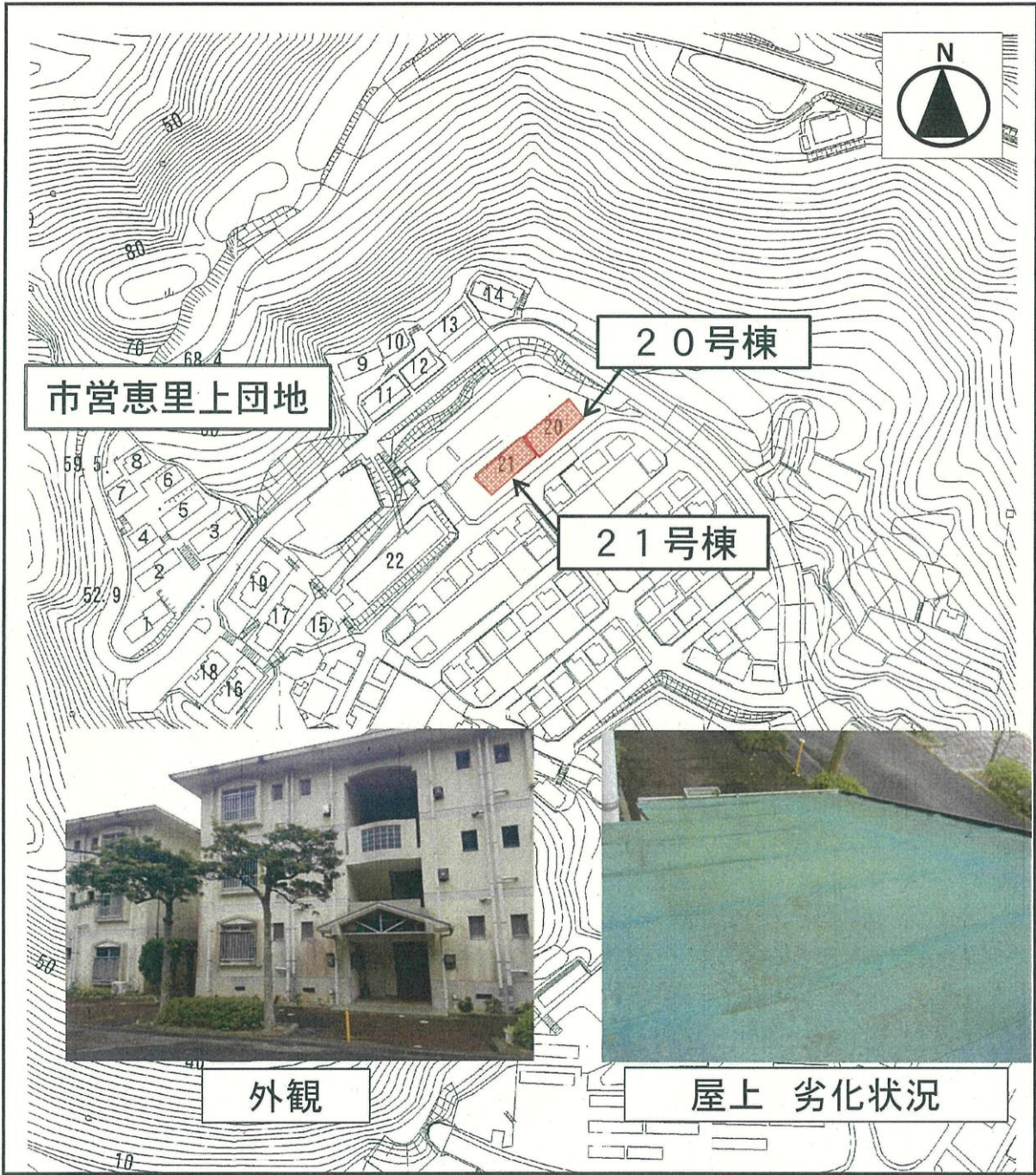
③

小江原第3団地 位置図 (外壁改修・屋上防水改修・排水管改修)



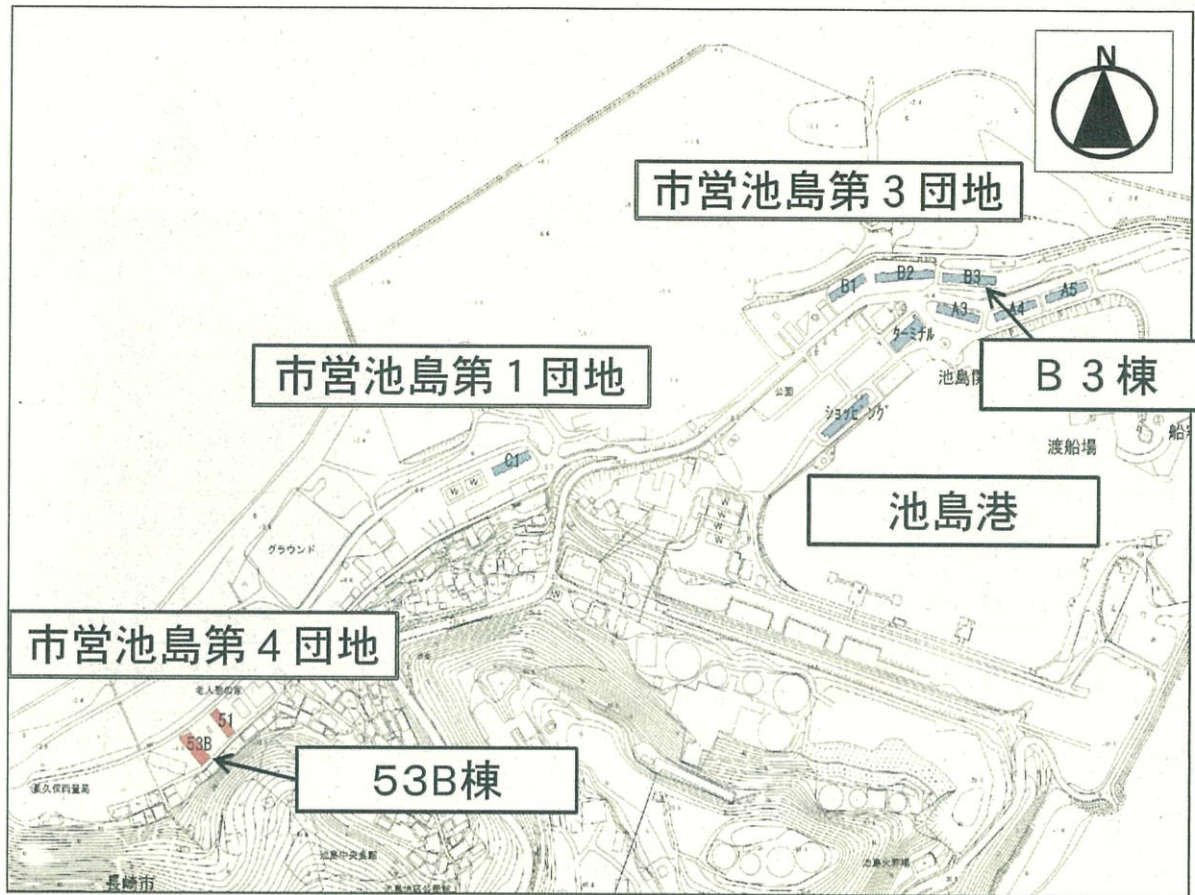
④

恵里上団地 位置図 (外壁改修・屋上防水改修)



⑤⑥

池島第3、第4団地 位置図(外壁改修・屋上防水改修)



53B棟 外観



B3棟 外観

⑦

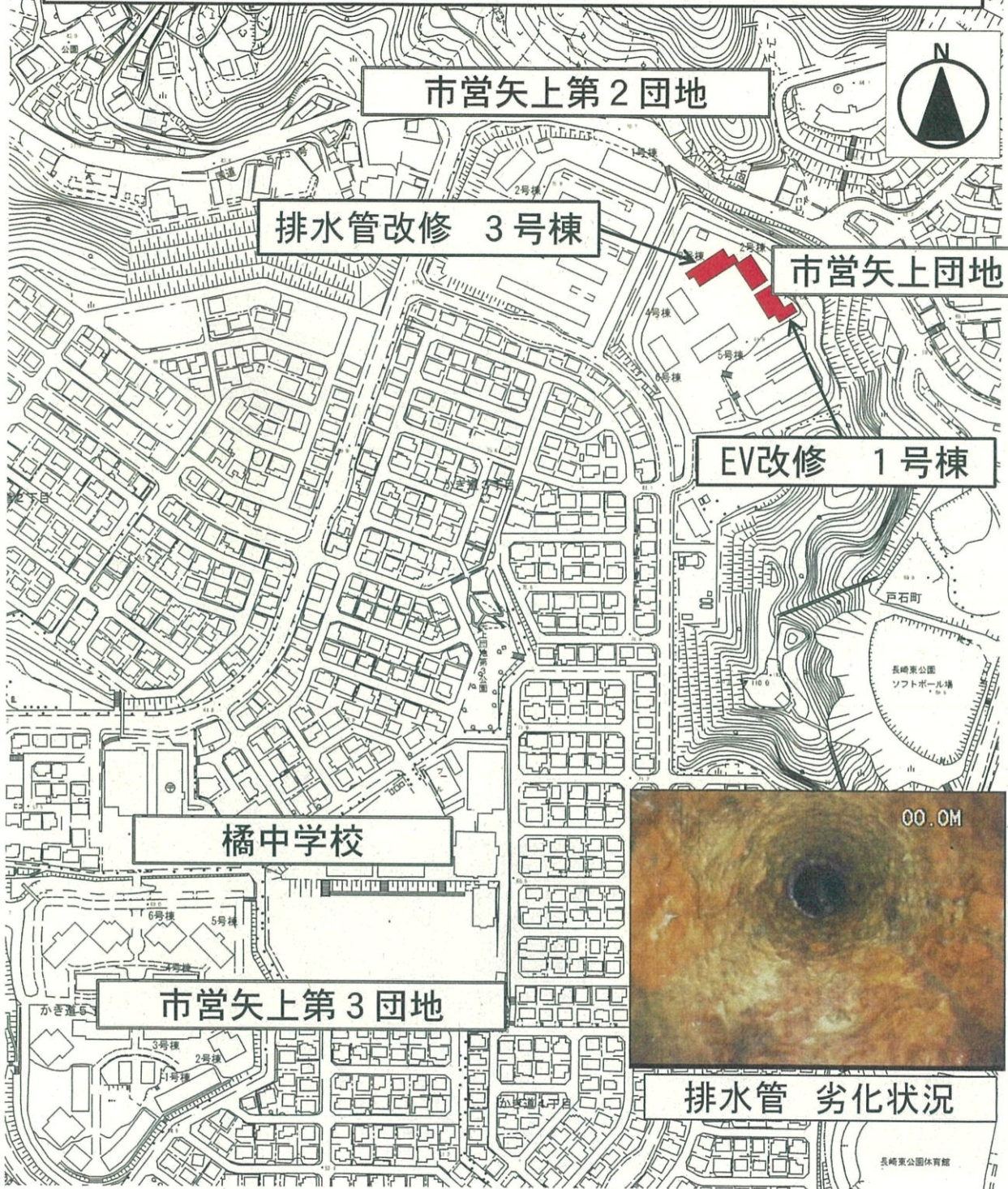
新戸町団地 位置図 (手摺パネル改修)



手摺パネル 劣化状況

9

矢上団地 位置図 (EV改修・排水管改修)



市営矢上第2団地

排水管改修 3号棟

市営矢上団地

EV改修 1号棟

橘中学校

市営矢上第3団地

排水管 劣化状況

千歳団地 位置図 (EV改修)



高島光町団地 位置図 (EV設置)



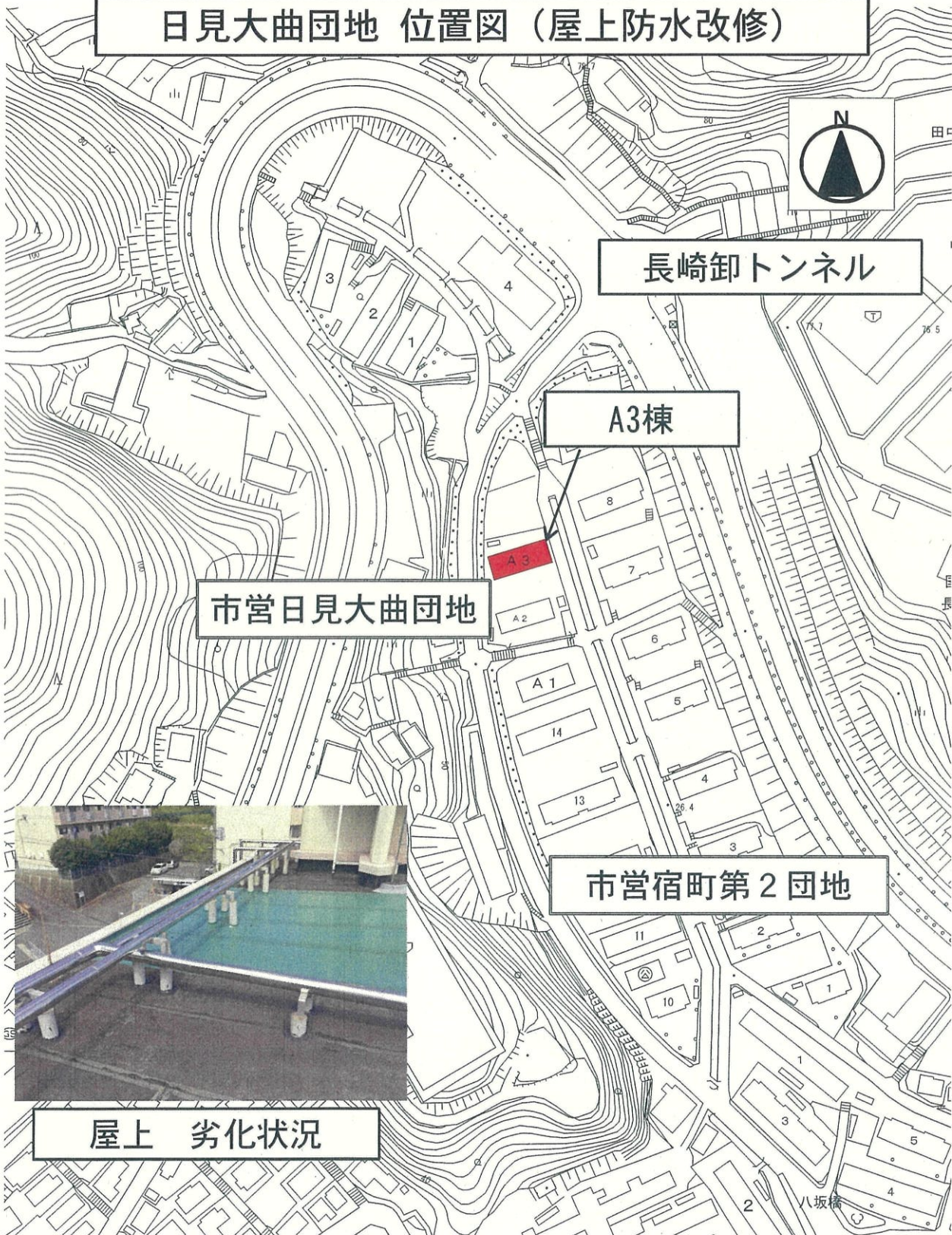
13

富士見団地 位置図 (屋上防水改修)



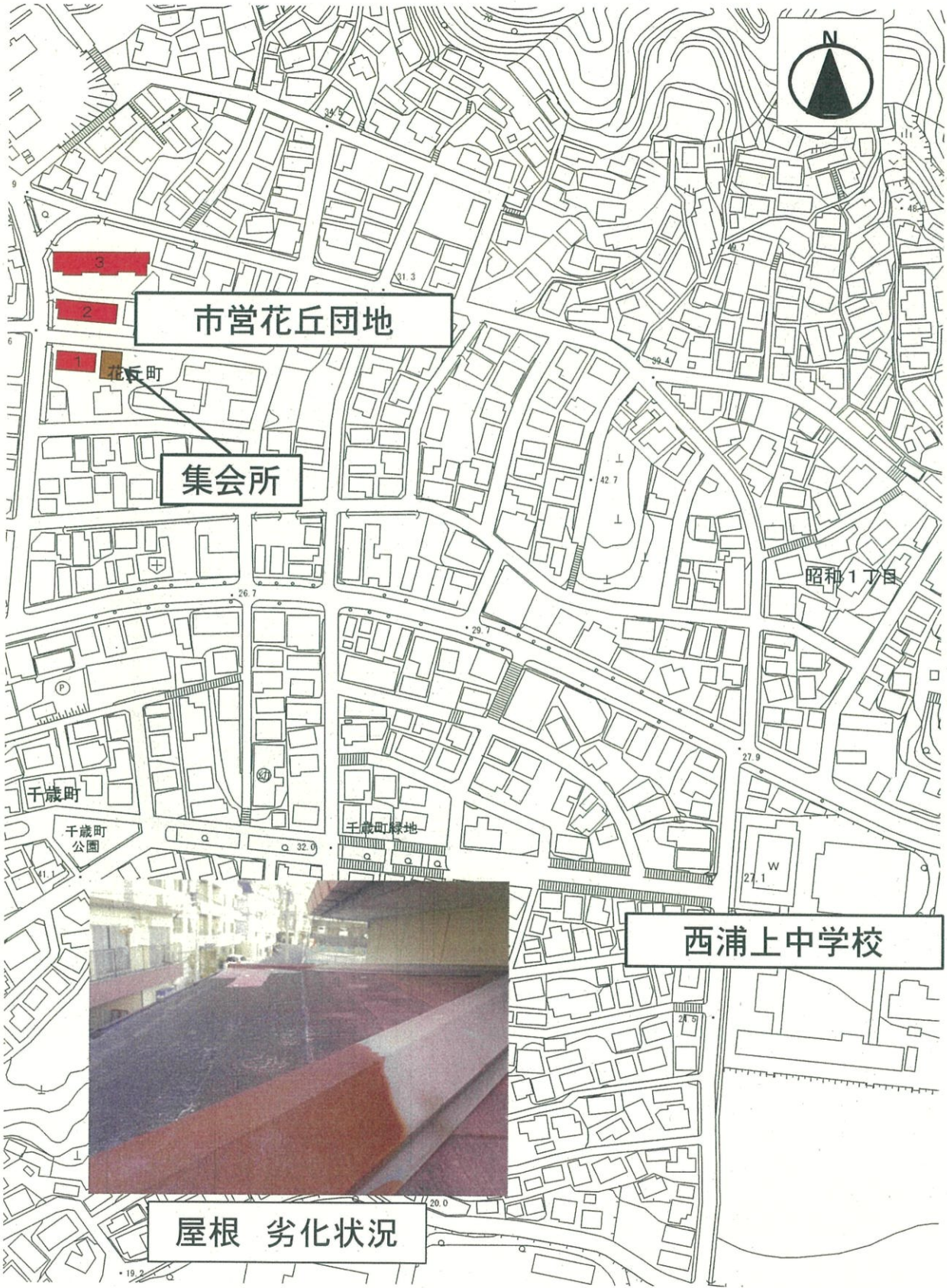
⑭

日見大曲団地 位置図 (屋上防水改修)



15

花丘団地 集会所 位置図 (屋根改修)



市営花丘団地

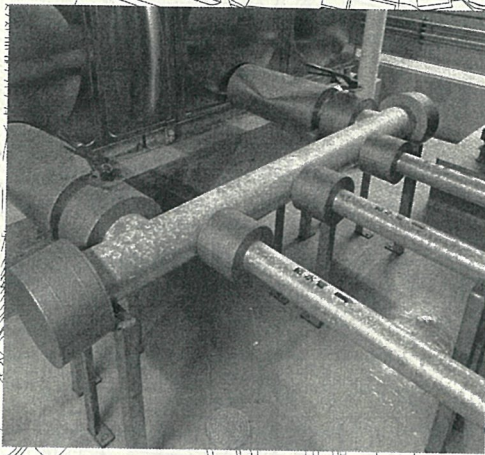
集会所

西浦上中学校

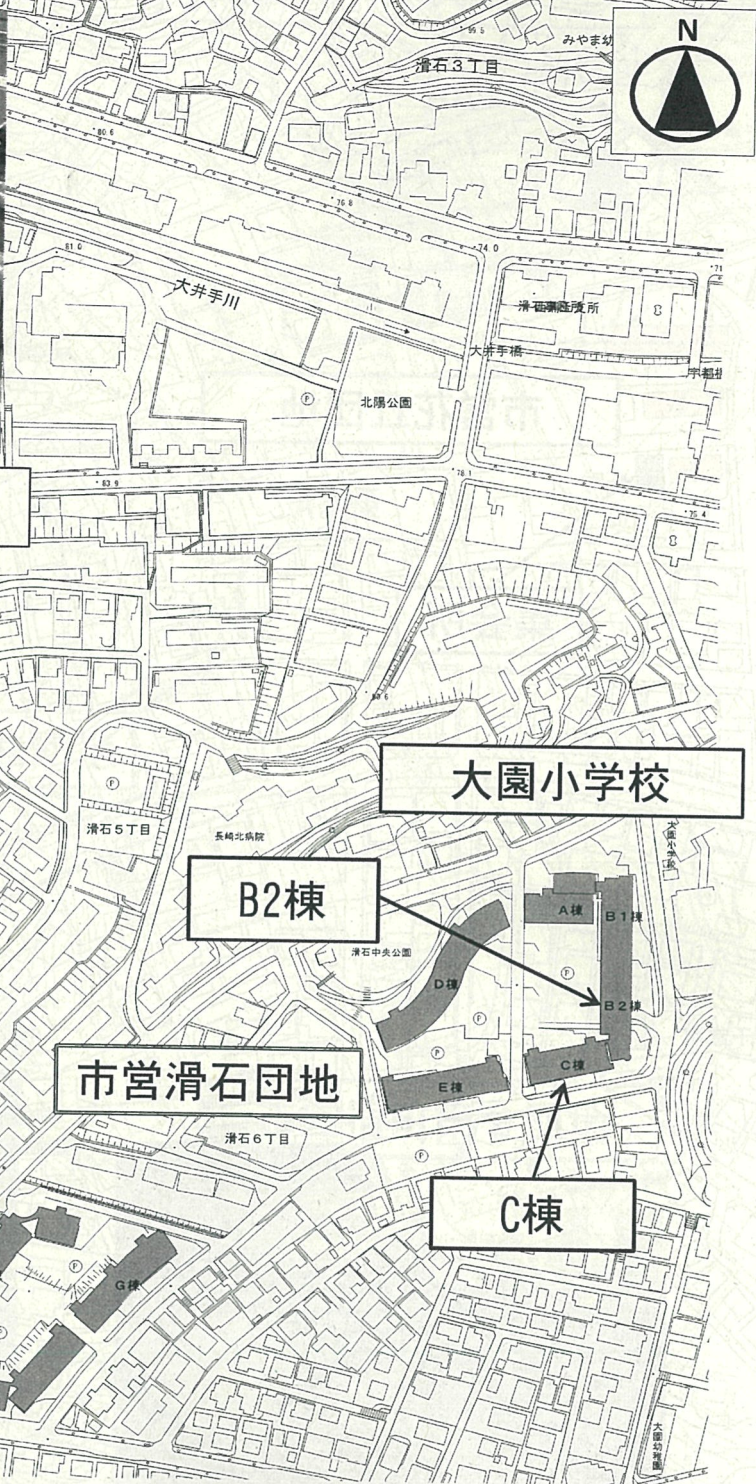
屋根 劣化状況

16

滑石団地 位置図 (給水ポンプ改修)



ポンプ 劣化状況



16

文教団地 位置図 (給水ポンプ改修)



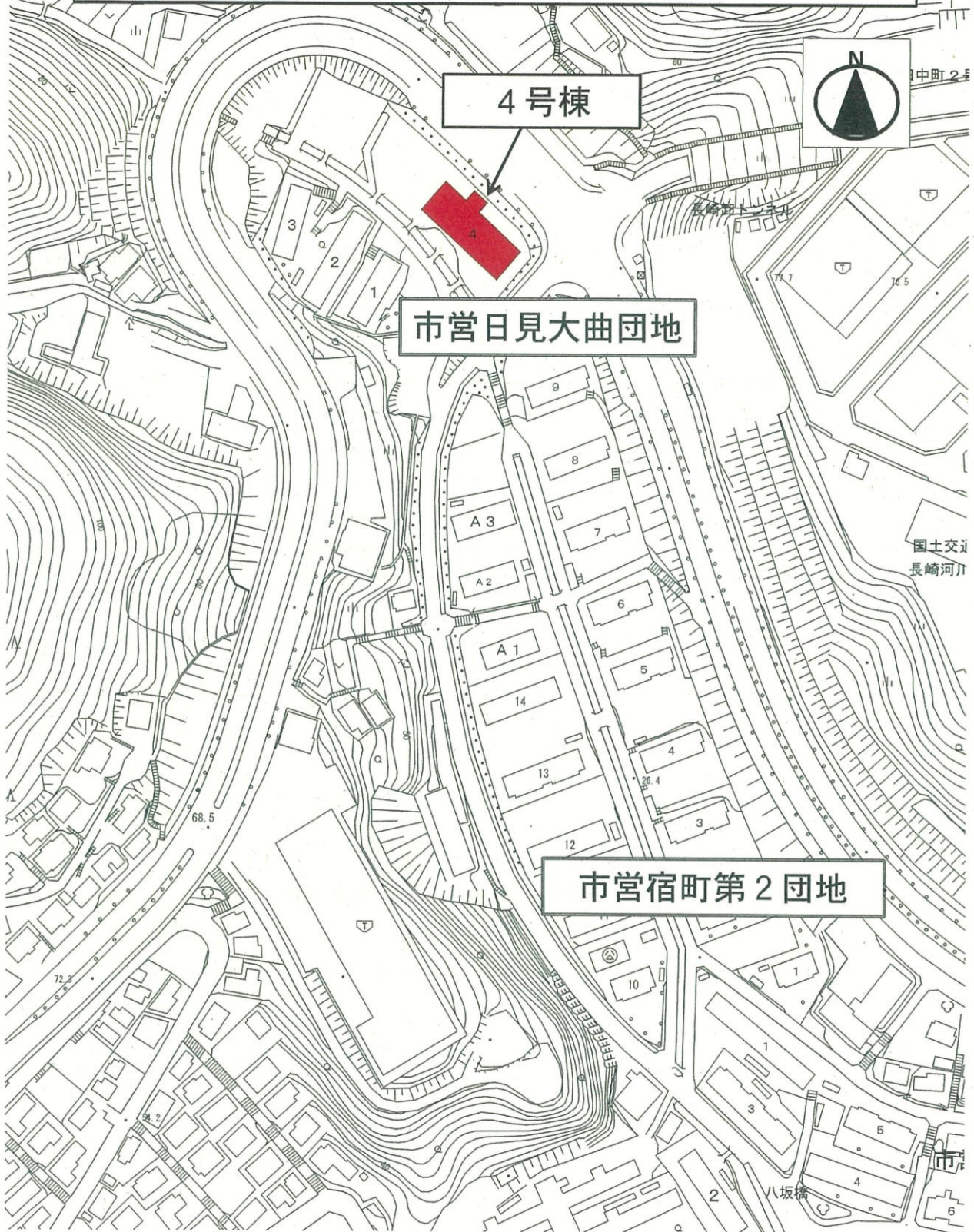
17

若葉団地 位置図 (自動火災警報装置改修)



17

日見大曲団地 位置図 (自動火災警報装置改修)



債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
第2表 ページ	事 項		
10	高島光町団地エレベーター整備事業	令和3年度	千円 352,800

1 債務負担行為の概要

高島光町団地内のA棟及びB棟のエレベーター設置工事において、工事発注の平準化を図る観点から、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為限度額の内訳等

令和2年度設定債務負担行為

(1) 限度額 : 352,800千円

(2) 期 間 : 令和3年度

(3) 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
352,800	176,400	—	176,400	—	—

※1 社会資本整備総合交付金

補助率 対象事業費(352,800千円)の50/100

※2 公営住宅建設事業債 充当率100%(交付税措置率—%)

【参考】全体事業費概要

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	
235,200	352,800	588,000
令和2年度当初予算	債務負担行為期間限度額	計

工事内容:高島光町A棟及びB棟エレベーター設置工事

構 造:鉄筋コンクリート造 5階建て

工事期間(予定):令和2年9月~令和3年8月

債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
第2表 ページ	事 項		
11	既設公営住宅改善事業	令和2年度～ 令和3年度	千円 20,000

1 債務負担行為の概要

市営住宅の計画的な維持修繕を行い、居住水準の維持及び向上を図り、工事発注の平準化を図る観点から、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為限度額の内訳等

令和2年度設定債務負担行為

(1) 限度額 : 20,000千円

(2) 期 間 : 令和2年度～令和3年度

(3) 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
20,000	—	—	—	—	20,000

【参考】全体事業費概要

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	
0	20,000	20,000
令和2年度当初予算	債務負担行為期間限度額	計

工事内容:清水アパート集会所外壁改修工事ほか

工事期間(予定):令和3年3月～6月

(単位:千円)

項 目	内 容	事業費	団地名・棟名	建設年度 (経過年数)
工 事 請 負 費	外壁改修 屋根改修 自動火災警報 装置改修	20,000	清水団地集会所 中河内団地集会所 矢上第3団地5棟 三芳団地A・B・C棟	昭和55～ 平成10年度 (築40年～20年)
計		20,000		

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ~263	8 土木費	6 住宅費	2 住宅建設費	1-1	P F I 導入可能性調査費	千円 5, 0 0 0

1 概 要

建物の経年劣化に加えて水回り機能の低下及びバリアフリーに対応していないことなどから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅を建て替えることで居住水準の向上を図り、住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するもの。

そこで、建替え計画のある団地の中から建替えに伴う余剰地が見込めない「新戸町団地」及び建替えに伴い余剰地が創出できる「日見大曲団地、宿町団地、宿町第2団地」においてP F I 導入可能性の検討を行い、建替え規模や事業費などの要素を検討することで、今後の市営住宅の建替え事業に対応するP F I 導入基準を作成するための業務委託を行う。

2 事業内容

P F I 導入可能性調査

(1) 業務対象団地

- 日見大曲、宿町、宿町第2団地
鉄筋コンクリート造3～5階建て 44棟854戸
- 新戸町団地
鉄筋コンクリート造3～5階建て 8棟184戸

(2) スケジュール

P F I 導入基準を作成するための業務委託

令和2年度

P F I 導入可能性調査

(3) 導入可能性調査内容

PFI導入可能性調査業務委託（案）

		業務内容	市	受託者
VFMの検討	1	VFMの簡易検討	●	
	2	VFM算出に必要な諸条件（割引率、金利、LCCの積算根拠など）の設定によるVFMの検討		●
	3	従来型の整備手法を公設公営で実施した場合の設計費・建設費・維持管理費等を算出するなど市の財政負担額を試算する。	●	
	4	各種条件の整理と試算する事例設定の検討を踏まえたPFI事業として実施した場合の公的財政負担見込み額の現在価格への換算		●
民間事業者意向調査（市場調査）の実施	1	民間事業者へのPFI事業参画意向アンケート	●	
	2	アンケート結果により事業参画可能事業者へのヒアリングにおける参入可能条件の分析	●	●
事業期間の検討	1	従来方式における事業スケジュール作成	●	
	2	PFI事業におけるスケジュールの作成		●
	3	事業スケジュールにおける事業実施に向けた比較及びVFMへの影響分析		●
PFI方式導入の適正評価	1	対象団地におけるPFI導入適否の評価及び他団地における参画可能な事業規模等要件の提案		●
	2	今後の団地建替え事業におけるPFI導入適否の規模等要件の策定	●	

(4) 業務期間：令和2年5月～令和2年10月

3 PFI事業の効果

- (1) 民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用
- (2) 設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる
- (3) 従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす

4 事業費内訳

(単位：千円)

項目	事業費	内容
委託料	5,000	PFI事業導入可能性調査

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,000	千円 2,250	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,750

※ 社会資本整備総合交付金
補助率 対象事業費 (5,000千円) の45/100

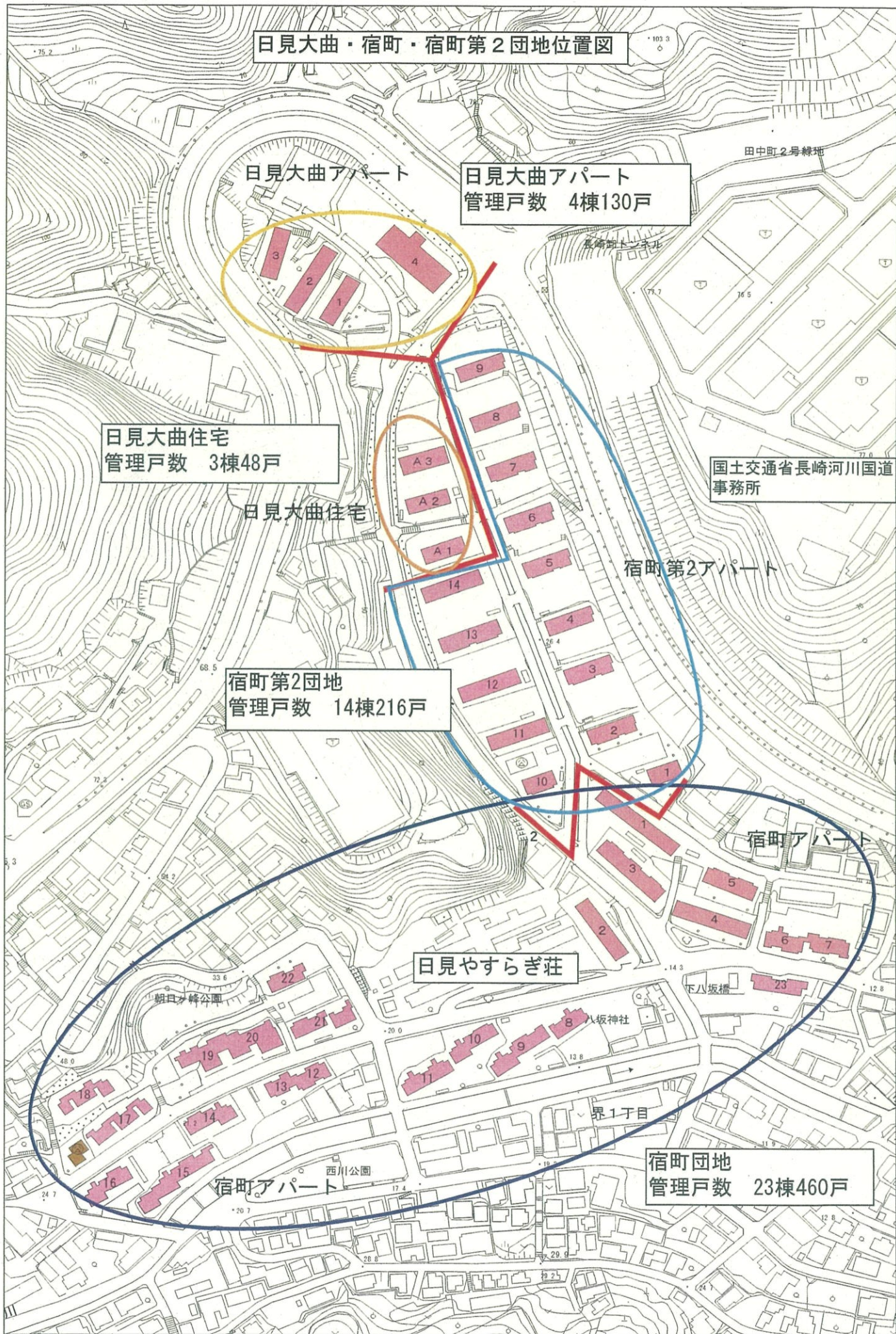


新戸町団地



日見大曲・宿町・宿町第2団地

日見大曲・宿町・宿町第2団地位置図



日見大曲アパート

日見大曲アパート
管理戸数 4棟130戸

日見大曲住宅
管理戸数 3棟48戸

日見大曲住宅

国土交通省長崎河川国道事務所

宿町第2アパート

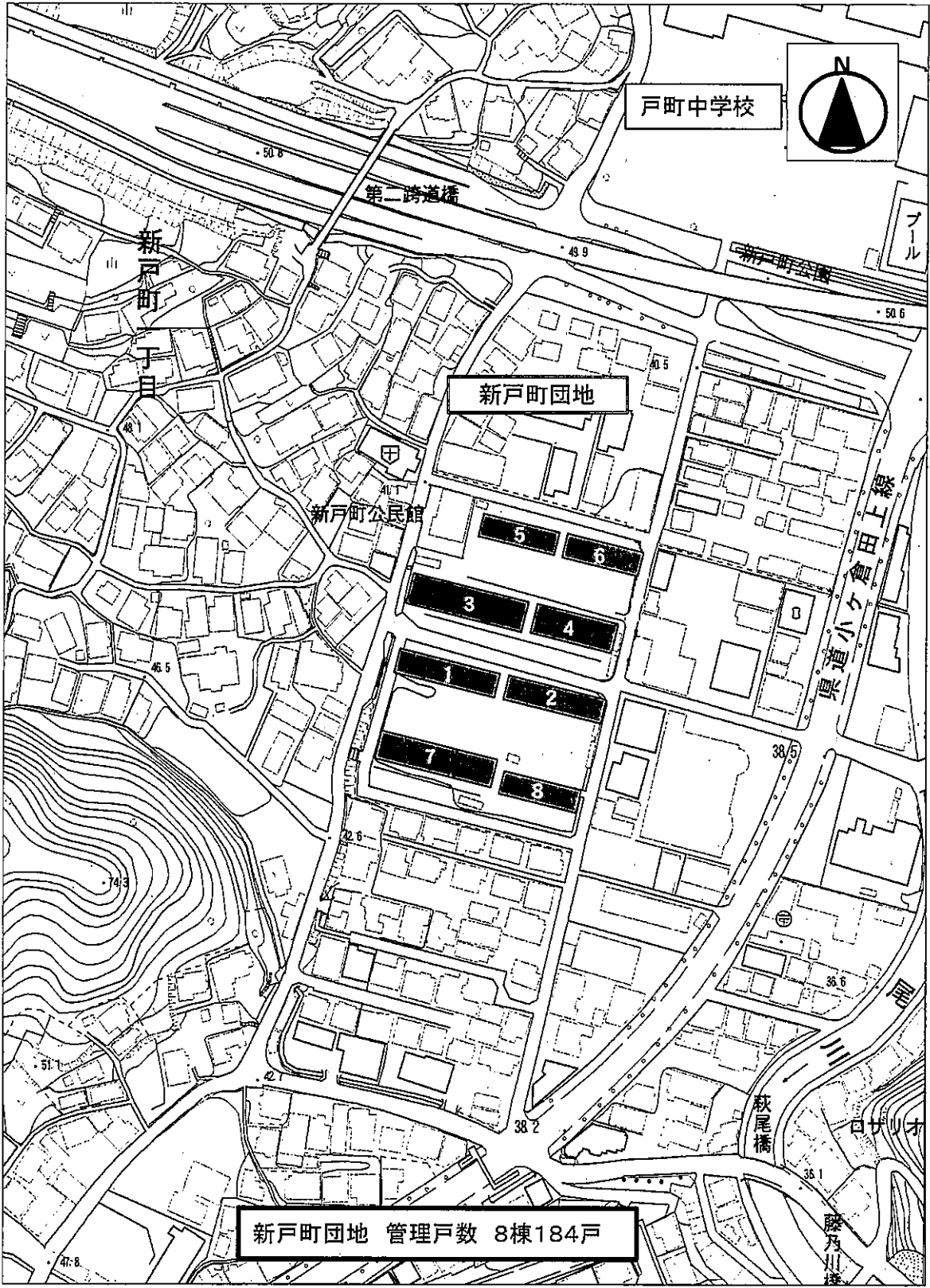
宿町第2団地
管理戸数 14棟216戸

宿町アパート

日見やすらぎ荘

宿町団地
管理戸数 23棟460戸

新戸町団地 位置図



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
262 ～263	8 土木費	6 住宅費	2 住宅建設費	2-2	【補助】公営住宅建設事業費 塩町団地	千円 76,000

1 概 要

国の社会資本整備総合交付金を活用し、塩町団地（伊王島町2丁目地内）における建替えが完了し、住み替えが終了した旧1号棟の解体工事を行うもの。

2 事業内容

塩町団地旧1号棟解体工事、敷地確定測量

3 解体建物概要

	旧1号棟
構 造	鉄筋コンクリート造5階建
住宅戸数	30戸
面 積	1,552.15㎡

4 事業費内訳

(単位：千円)

項 目	事 業 費	内 容
委 託 料	3,000	敷地確定測量 3,000
工 事 請 負 費	73,000	解体工事 旧1号棟 73,000
合 計	76,000	

5 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
千円 76,000	千円 50,666	千円 —	千円 25,300	千円 —	千円 34

※1 社会資本整備総合交付金

補助率 対象事業費（76,000千円）の2/3

※2 公営住宅建設事業債

充当率 100%（交付税措置率1%）

塩町団地旧1号棟



塩町団地新1号棟



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
264 ～265	8 土木費	6 住宅費	2 住宅建設費	2-4	【補助】公営住宅建設事業費 (仮称)野母崎団地	千円 32,800

1 概 要

建物の経年劣化に加えて、水回り機能の低下及びバリアフリーに対応していないことなどから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅を建て替えることで居住水準の向上を図り、住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するもの。

そこで、野母崎地区において昭和41年度から昭和59年度にかけて建設された補強コンクリートブロック造の小規模な住宅である5団地7棟(21戸)を集約し、別敷地において鉄筋コンクリート造により建替事業を行う。

2 事業内容

実施設計業務委託、土質調査業務委託

3 全体事業内容及びスケジュール

総事業費：443,900千円 ※他団地実績による想定金額

総事業期間：令和2年度～令和5年度

令和2年度：実施設計、土質調査

令和3年度：敷地造成、本体建設工事に着手

令和4年度：本体建設工事完成、屋外附帯工事

令和5年度：移転完了住宅の解体

令和2年度までのスケジュール														
令和元年度			令和2年度											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
建設予定地 地元合意形成														
入居者意向調査・建替説明														
◎建設予定地 庁内意思決定			発注準備 期間	契約期間	土質調査業務委託 (R2.6～R2.8)									
			発注準備 期間	契約期間	実施設計業務委託 (R2.7～R3.3)									

4 建物概要

	建 替 前	建 替 後
構 造 階 数 築年数等	補強コンクリートブロック造 平屋建て及び2階建 7棟21戸 S41～S59年	鉄筋コンクリート造 1棟 20戸

※耐用年限：準耐火造 45年

5 現状写真



6 事業費内訳

(単位：千円)

項 目	事 業 費	内 容	
委 託 料	32,800	設計業務委託	25,800
		土質調査	7,000

7 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
千円 32,800	千円 14,760	千円 -	千円 18,000	千円 -	千円 40

※1 社会資本整備総合交付金
補助率 対象事業費(32,800千円)の45/100

※2 公営住宅建設事業債
充当率 100%(交付税措置率-%)

野母崎地区市営住宅位置図

